

研究機関等における知的財産の取扱いに関するアンケート調査

～ 中間報告～

平成18年2月8日

みずほ情報総研株式会社

本報告書は内閣府からの委託事業としてみずほ情報総研株式会社が実施した平成17年度「研究機関等における知的財産の取扱いに関するアンケート調査」の成果を取りまとめた（中間報告）ものです。本報告書の複製、転写、引用等については承認が必要です。

目 次

1 . アンケート調査の概要	1
2 . 暫定集計結果	3
(1) 機関の概要について	3
(2) 研究機関の知的財産関連運用組織及びルール整備状況について	4
運用組織について	4
ルール等の整備状況および内容について	6
(3) 知的財産権の利用許諾について	14
知的財産権の取得状況とライセンスアウトの実績について	14
ライセンスインの実績について	17
契約等について	18
(4) 有体物 (マテリアル) について	22
有体物 (マテリアル) の提供実績について	22
有体物 (マテリアル) の供与実績について	24
契約等について	27
(5) 受託研究・共同研究等について	28
受託研究について	28
共同研究について	32
(6) 知的財産に関する契約の円滑化について	39
(7) 知的財産に関する紛争等について	44
(8) 知的財産戦略全般について	48

1. アンケート調査の概要

(1) 調査の背景と目的

内閣府・総合科学技術会議では、科学技術振興の観点から、我が国の知的財産に関する諸課題について検討を行い、これまでに「研究機関等における知的財産権等研究成果の取扱いについて（意見）」（平成13年12月）、「知的財産戦略について」（平成14,15,16年、17年5月）など数次にわたって意見具申を行ってきた。また、2003年には政府に知的財産戦略本部が設置され、「知的財産推進計画2005」の決定など、「知的財産立国」に向けた施策を推進してきた。

このような状況のもと、大学をはじめとする研究機関等においては知的財産の取扱いの重要性がますます増加してきており、知的財産に係る制度整備や研究者による発明の促進および活用など、知的財産に関する取組みが進んできている。一方、産学官連携の取組みが活発化されるにつれ、大学等の研究機関と民間企業との間または研究機関間で、知的財産を巡る契約上の問題が散見され、その対応方法や体制整備などの課題も指摘されているところである。

本調査は、こうした状況に鑑み、知的財産の創造と活用を促進するため、各種ルールや規程等の整備状況、契約等の実務の現状、懸念される懸案事項の内容等について把握することを目的として、内閣府からの委託事業としてみずほ情報総研株式会社が実施した。

(2) 調査の対象

調査対象は、全国の国公立大学及び私立大学（文系を除く）、国立研究機関、公設試験研究機関、高等専門学校計574機関を対象として実施した。

(3) 調査の内容

本調査では、以下の内容を把握した。

- ・機関の概要について
- ・研究機関の知的財産関連運用組織及びルール整備状況について
- ・知的財産権の利用許諾について
- ・有体物（マテリアル）について
- ・受託研究・共同研究等について
- ・知的財産に関する契約の円滑化について
- ・知的財産に関する紛争等について
- ・知的財産戦略全般について

(4) 調査の方法

本調査は、郵送による発送・回収により実施し、回収率を高めるために督促状を発送した。発送日は、平成17年12月20日、投函期限は、平成18年1月20日とした。

(4) 回収状況

回収状況(平成18年1月26日現在)は、下表のとおり、発送数574に対して有効回収数293で、回収率は51.0%である。回収率を機関分類別にみると、国立大学が66.2%と最も高い。

なお、本中間報告は、有効回収数293のうち、234を対象に集計したものである。

分類	発送数	回収数	有効回収数	回収率(%)
国立大学	77	51	51(49)	66.2(63.6)
公立大学	68	34	34(29)	50.0(42.6)
私立大学	215	92	89(79)	41.4(36.7)
国立研究機関	30	14	14(4)	46.7(13.3)
公設試験研究機関	120	64	64(48)	53.3(40.0)
高等専門学校	64	41	41(25)	64.1(39.1)
計	574	296	293(234)	51.0(40.8)

(注1)平成18年1月26日現在

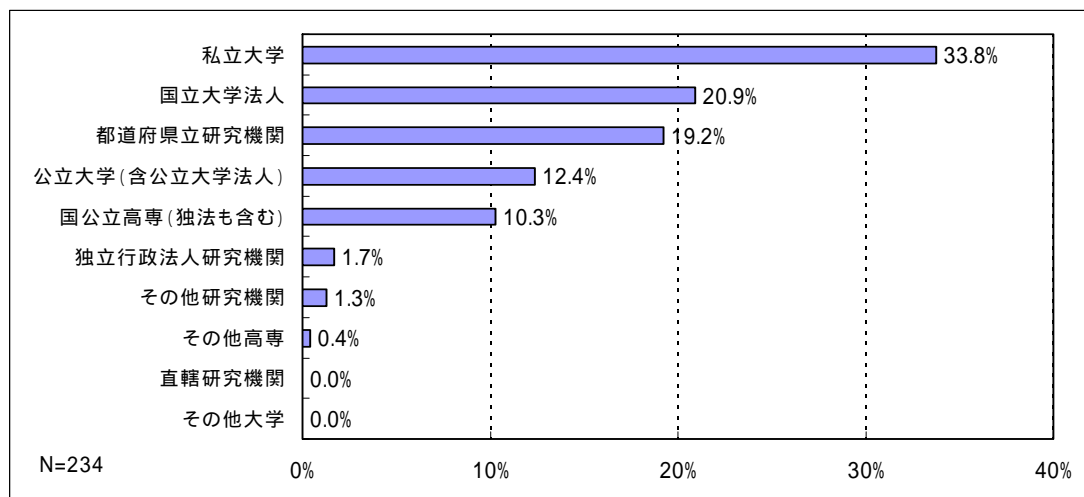
(注2)表中の()内は、本中間報告の対象とした有効回収数と回収率である。

2. 暫定集計結果

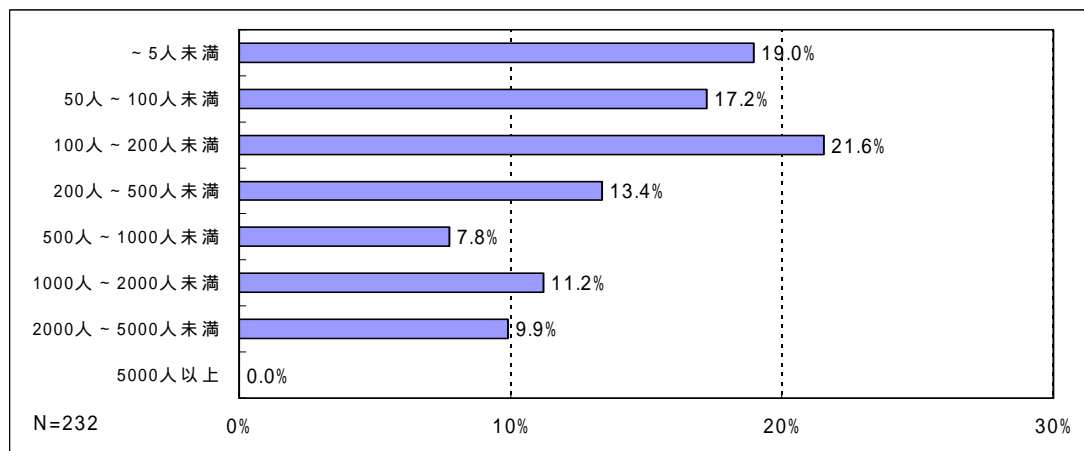
(1) 機関の概要について

問1. 貴機関の機関分類、職員数、研究者数、組織形成について、それぞれお選び下さい。

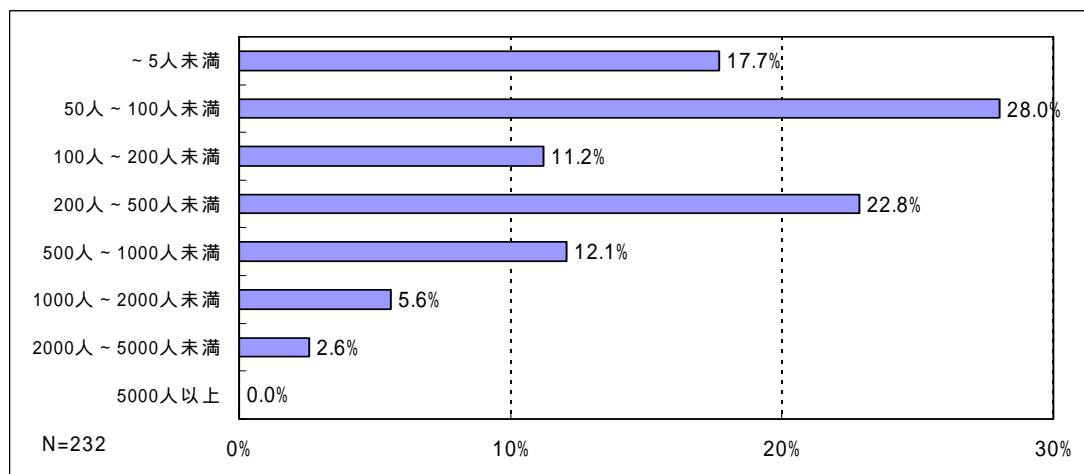
機関分類別研究機関数の割合



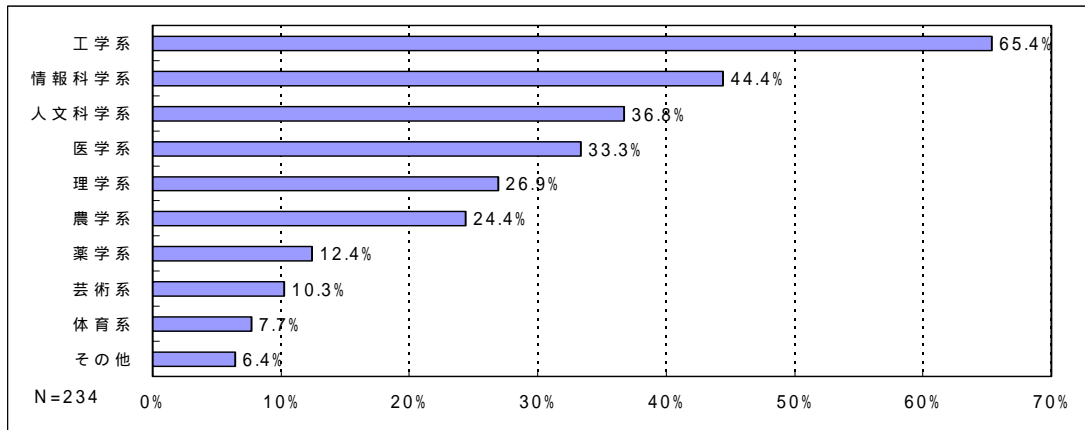
職員数別研究機関数の割合



研究者数別研究機関数の割合



組織構成別研究機関数の割合（複数回答）

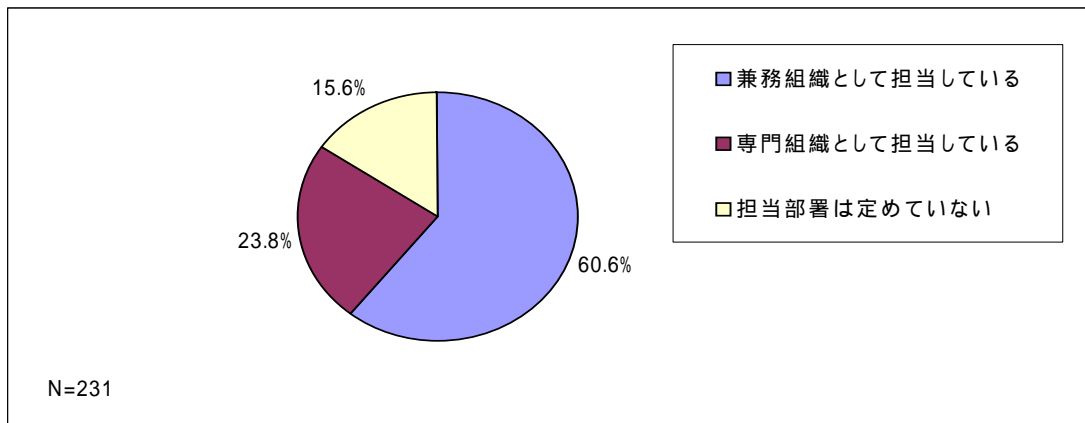


(2) 研究機関の知的財産関連運用組織及びルール整備状況について

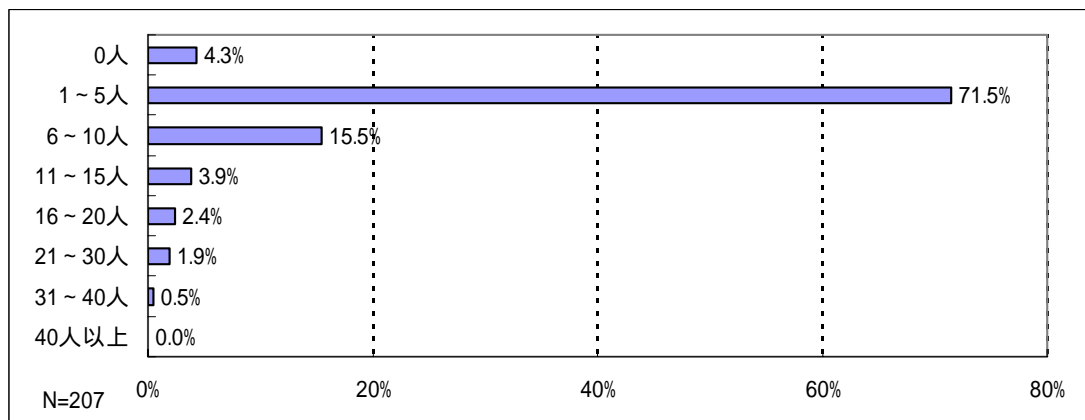
運用組織について

問2. 貴機関内の知的財産担当部署の位置づけ、管理・運用人員数及びその内訳、管轄対象組織についてお伺いします。

知的財産担当部署の位置づけ



知的財産管理・運用人員数（機関内合計）

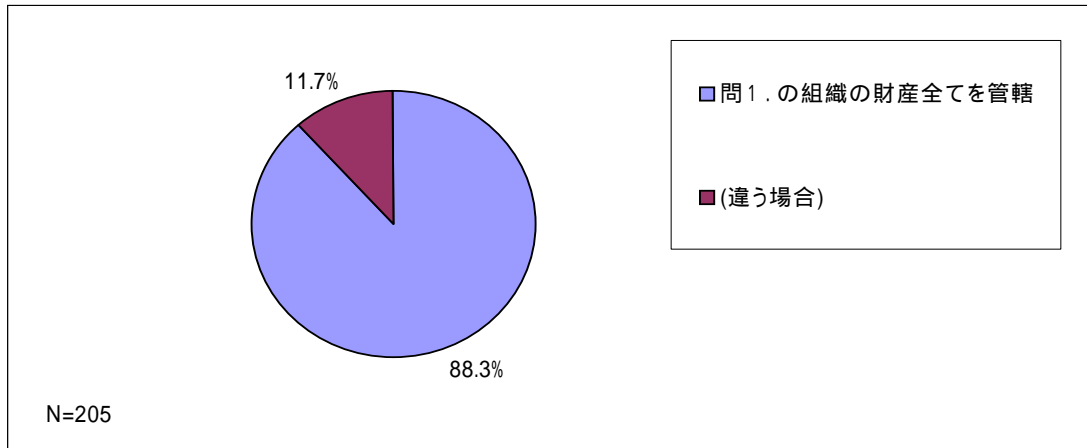


知的財産管理・運用人数の平均値、最大・最小値

		平均値	最大値	最小値
貴機関内の 担当職員数	専任	3.17	32	0
	民間	1.37	8	0
	兼任	2.91	17	0
	民間	0.17	10	0
	合計	4.52	40	0
	民間	1.56	17	0
外部人材 の人数	弁護士	0.31	5	0
	弁理士	0.76	8	0

(注) 表中の「平均値」は 207 機関の平均人数、最大値は 207 機関のうち最も多い人数、最小値は 207 機関のうち最も少ない人数を示す。

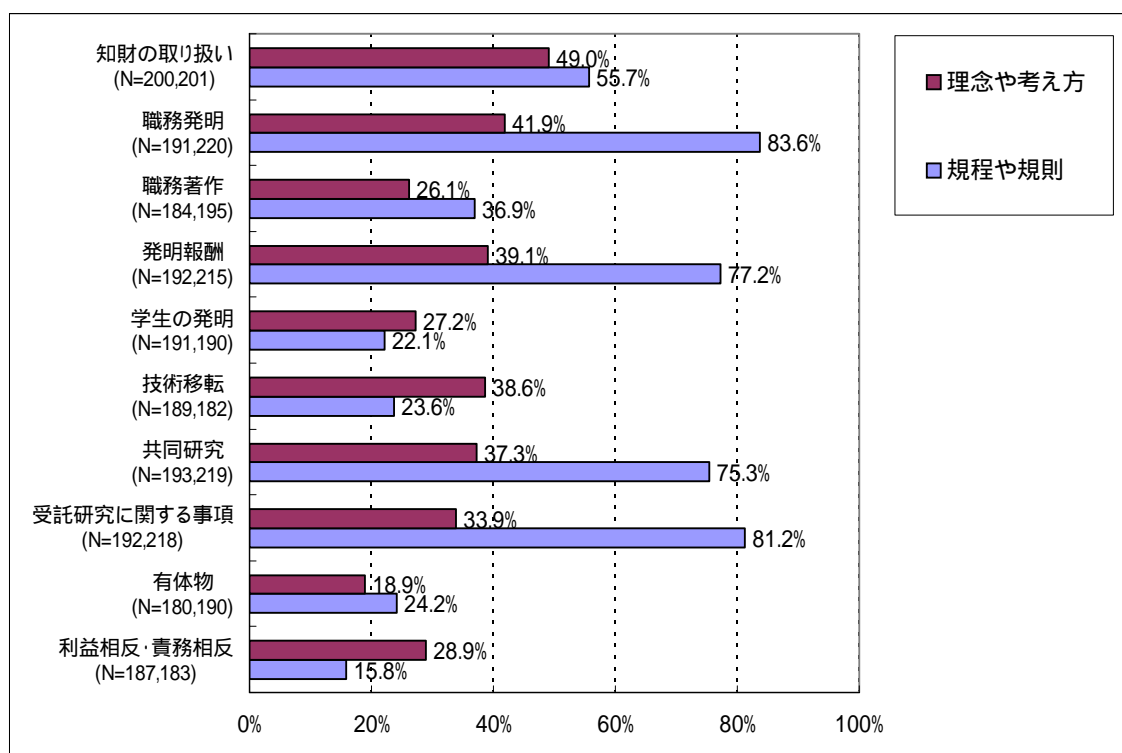
知的財産担当部署が管轄する対象組織



ルール等の整備状況および内容について

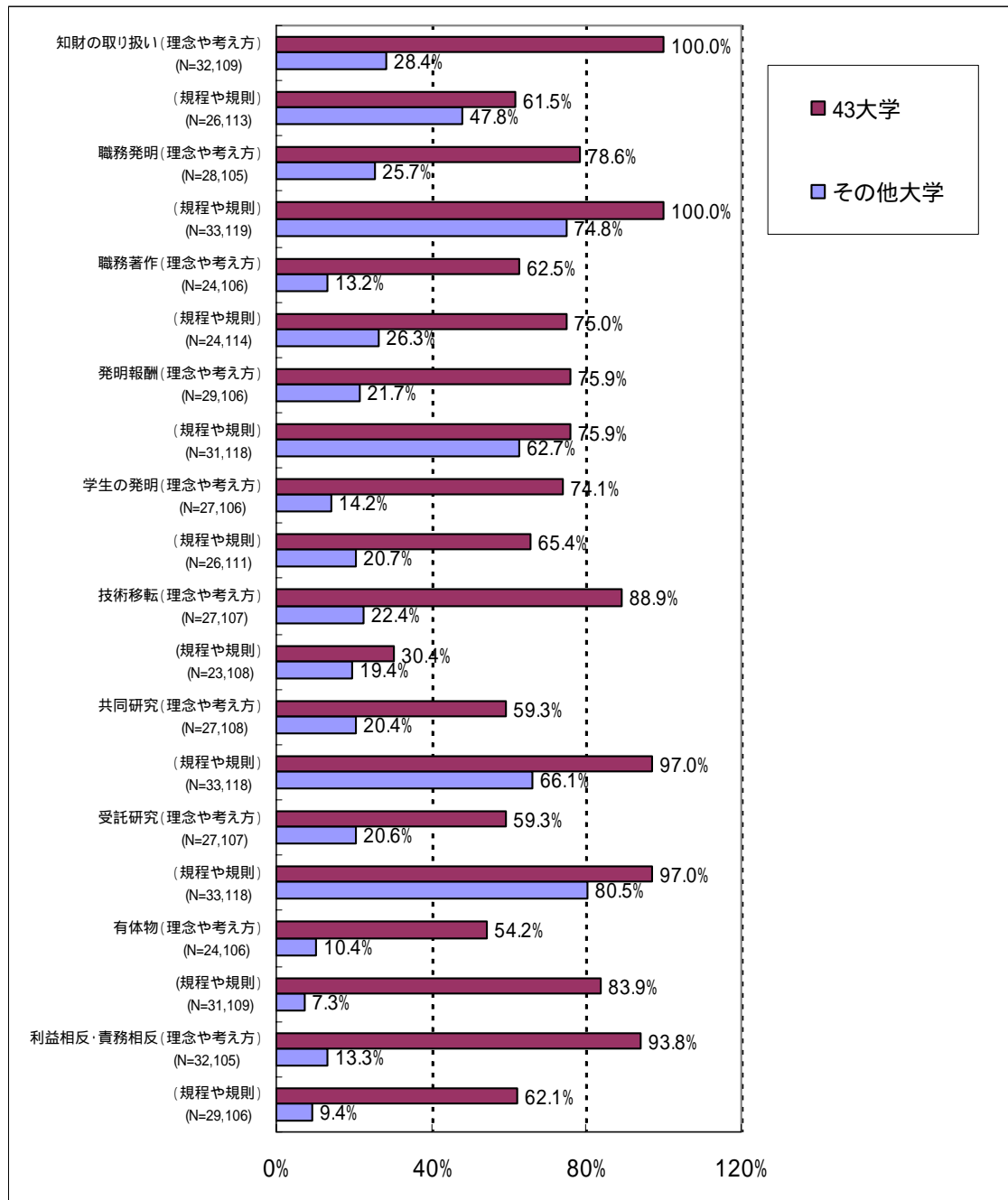
問3 . 知的財産の取扱いの各項目に関し「理念や考え方」、あるいは「規程や規則」を作成していますか。作成している場合は、その名称とその作成時期を、また改訂経験がある場合は、直近の改訂時期をご記入ください。また、回答欄にない項目で、作成されている項目がある場合は、項目名と作成状況等をご記入下さい。

ルール等整備状況



注) () 内のNは左が「理念や考え方」、右が「規程や規則」

43 大学とその他大学におけるルール等整備状況



注1) ()内のNは左が「43大学」、右が「その他大学」

注2) 「43大学」とは「大学知的財産本部整備事業」及び「特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラム」に選定された研究機関のうち大学のみを示す。

問4. 問3. で、「理念や考え方」、「規程や規則」の改訂経験があり、改訂時期を記入された方にお伺いします。改訂された「理念や考え方」、「規程や規則」の名称と改訂された理由をご記入下さい。(直近の3件について)

改定したルールの名称と改定理由

機関名	名称	改訂理由	備考
国立大学法人	知的財産規程	知的財産の取扱い指針の作成を契機として所要の改訂を行った。	
	職務発明補償金支払規程	補償金の支払い時期を年2回(定期)から収入の都度支払うことにした。	*
	1.知的財産ポリシー 2.職務発明規程	1.従来の教法や規程との関連性を維持しつつ、紛れのない表現に改訂 2.学生の行った発明の権利を規定化した。 3.特許権の維持に関する取扱に弾力を持たせた。 4.任意発明の譲渡及びその補償を明確にした。	
	共同研究取扱規程	組織の名称を変更したため	
	職務発明取扱規程	技術移転の成功報酬について規定した。	*
	職務発明規程	構成員である理事の職務を見直したため	
	プログラム・データベース回路配置取扱規程	創作等関与者の権利を保障し、創作等の奨励及び研究者の研究意欲の向上を図ることを目的とした本規程の主旨に添い、明確な判断を可能とし、かつ、プログラム等の創作関与者及び担当部門の事務量軽減を図るために改訂。	*
	知的財産規程	プログラムの著作物等の規程整備に伴う関係規則の改正	*
	知的財産取扱規程、協力研究取扱規程、成果有体物取扱細則	組織変更に伴う改訂	*
	民間等との共同研究取扱規程	学内組織の新設に伴う事務的な改訂	
	共同研究規程	ワンストップウィンドウとして受入窓口の一本化に伴う関連条文の改訂	
共同研究取扱規程、受託研究取扱規程	国立大学法人化に伴う改訂		
公立大学	受託研究取扱要領	間接経費を徴収するため	
	県職員の職務発明等に関する規程	実施補償金の乗率引上げ及び上限の撤廃	
	県職員の職務発明等に関する規程	発明報酬(実施補償費)の率の変更について、県において規程を改正	
	共同研究員取扱規程	複数年契約を可能とするため	
私立大学	紀要投稿規程	紀要に発表されたものに関して、著者の権利を大学が保護する必要があり、掲載後は著作権を大学に帰属させることにより、大学の承諾なしに他誌に掲載することを禁ずる旨「著作権」の項目を挿入した。	
	実施補償金に関する内規	発明者に対する補償金のほか、発明者の所属する部署への補償方法を明確にすることで、発明者本人だけでなく研究室全体の発明に対するインセンティブの向上を目的とした。	
	リエゾンオフィス規程	技術移転活動を可能とする為	
	受託研究規程	受託研究実施の承認者の変更	
	対価の配分に関するルール	実施料収入の額に応じて、対価の配分率を定めていたが、状況から判断して高額な知的財産が出るのは希であり、実施料収入額にかかわらず同一の対価配分に改正した。	
	発明に関する規程	知的財産に関する取扱いで以下を見直した。 ・発明委員会について ・知的財産権の帰属について ・発明報酬について 等	
	学外共同研究規程、受託研究規程、奨学寄附金規程	・間接経費について記載 ・「研究審査委員会」において承継を必要とする	
	受託研究取扱規程	法人税法施行令の改正に伴い、受託研究費に係る税の取扱いが変更したことによる改訂	
		現状の運用等に合わせたため	
	職務発明等規程	職務発明と認定された場合、機関帰属とするため	*
	職務発明細則	法人化2年目にあたり、特許出願、権利化の予算の下で、本学の研究成果を十分かつ適切に権利化を図り、活用していく	
	学園職務発明規程	「職務発明」の用語を正確に行った。職務発明審査委員会の構成を明確にした。	
	産学共同研究規程	大学院における共同研究、受託研究も本規程を踏襲して実施するため。	
	受託研究取扱規程	地域産業交流センターの設置に伴い、受託研究の受入れ決定及び研究完了報告に関して、所要の整備を図った。	
	受託研究規程及び取扱細則	組織改編に伴う条文変更	

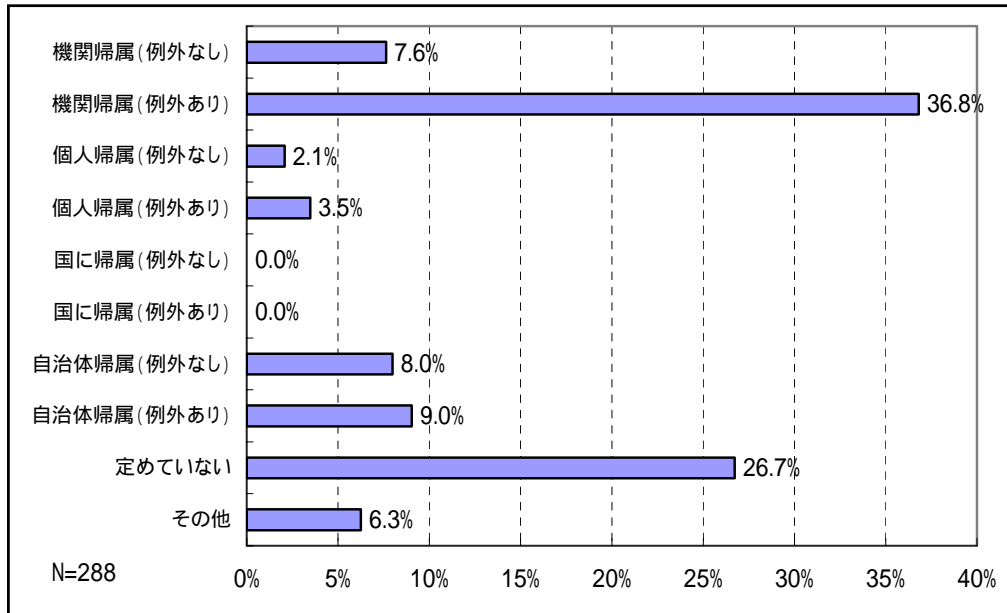
(次頁につづく)

私立大学		職務発明取扱規程が1985年制定から改訂されておらず、現状に則さないことから規定内容の充実と特許法第35条の改正施行による改訂手続を終え、2006年1月以降に知的財産ポリシーの作成とともに改訂予定である。	
	発明規程	職務発明がなされた場合の発明の対価を改定 (理由)発明者のモチベーション向上のため	
		問3の回答欄の改訂状況は、全て、組織名称の変更に伴う改正のみである。	
	発明規程	著作権について規程されていなかった為	
	知的財産ポリシー	我が国の「知的財産立国」に向けた施策・推進に伴い、大学の知的財産の基盤構築をより一層図る必要があったため、その理念となるポリシーを制定した。	
	知財規程	組織統合の為	
	受託研究規程	担当部署の変更の為	
	発明規程	字句の追加等	
	受託研究取扱規程	法人税法施行令の改正に対応するため。	
	受託研究取扱規程	・研究費算定科目、用語等の整理のため ・管理経費から間接経費への文言変更および金額上限の廃止のため ・本規程適用除外の規定のため ・本規程所管事務室の追加のため	
受託研究取扱内規	事務組織変更に伴う事務分掌の変更		
研究機関等	県職員の職務発明等に関する規則	職務発明認定者の変更(総務部長から商工労働部長に変更)	
	知的所有権規定	・字句の変更 例 研究所 法人 ・様式の追加 担当部長の意見書を作成する。	
	市研究職員の職務発明等に関する要綱	組織改正に伴い、文言を書き換えた	
	職員の勤務発明等に関する規則の解釈および運用方針	特許等の実施料に係る発明者への補償金を一律3割とするとともに、上限金額を撤廃したため。	
	県職員職務発明規程	職務発明審議会の廃止にともなう改訂	
	県職員の職務発明に関する規程	特許法改正により、対価について改訂した。	
	県職員の職務発明等に関する規程	特許出願手続の迅速化	
	県職員の職務発明等に関する規程	・特許法の改正による規程の改正 ・登録補償金、実施補償金の改正	
	県職員の職務発明等に関する規程	近年の特許等知的財産権における国の動向等も踏まえ、職務発明等の職務に携わる職員の一層の処遇の確保と意欲の向上を図るため、職員が職務に関する発明を行った場合に支払う実施補償金(権利1件につき年額100万円)の上限撤廃を行う。	
	職員の職務発明等に関する規則	・発明審査の実体化、迅速化及び体系的、戦略的運用を図るため、職務発明審査会の所管と運営を本庁の人事担当部局から、各試験研究機関及び県立大学へ移管 ・補償金の支給限度の引き上げなど	
	知的財産ポリシー	「守秘義務の内容」に発明の権利の保全のみ規定していたが、新たに「ノウハウの保全」を加えた。	
	科学政策大綱	地域内企業群の技術シーズを再点検し、環境、健康福祉、観光、バイオ、IT(3KB)に主力を置いた産業の振興を図るため、本校も電子化に対応するための研究紀要規則に著作権の学校への帰属を明文化した。	
	研究紀要規則		
	職員勤務発明等に関する規程	実施・譲渡補償金の算定方法の変更のため	
		上位機関の改訂であるためその詳細については不明です。	
	職員勤務発明規程	職務発明に関する規程の改正を中心とした特許法の改正(2005.4.1)に合わせて、実施補償還元率の改訂や発明の対価に係る異議申立て規定を盛り込んだ。	
	奈良県職員がした発明等の取扱いに関する条例	作成から改訂まで26年経過しており、時代のニーズに合わせるためと思われる。	
	職員の職務発明等に関する規程	特許法改正等のため	
	勤務発明規程	国の補償支払限度額の廃止に伴い、発明及び研究意欲の向上をより一層図るため、補償金の見直しを行った。	
	知財規程	組織統合の為	
	(1)特許及び実用新案権の管理条例(S26年条例第103号)	・特許権と実用新案権の実施許諾の手続や許諾料の徴収について定めていたもの。H16年7月1日付で本条例の廃止。(理由)知的財産権をめぐる社会情勢が激しく変化の中で、知的財産権を活用する上で、迅速な対応が困難となったため。	
	県職務発明規程	いわゆる職務発明対価を増額して、役に立つ発明のインセンティブを向上させるため。	
	県職務発明規則	発明の実施権許諾により実施料を得た場合の、発明者への実施補償金を引き上げ、職員が発明等に対する意欲向上と、付加価値の高い知的財産の創出促進を図る。	
	共同研究規則	単年度契約から複数年契約が可能になった。	*
	知的財産ポリシー	知的財産本部が改訂したため不明	
	共同研究取扱規則	法人化に伴う見直し	

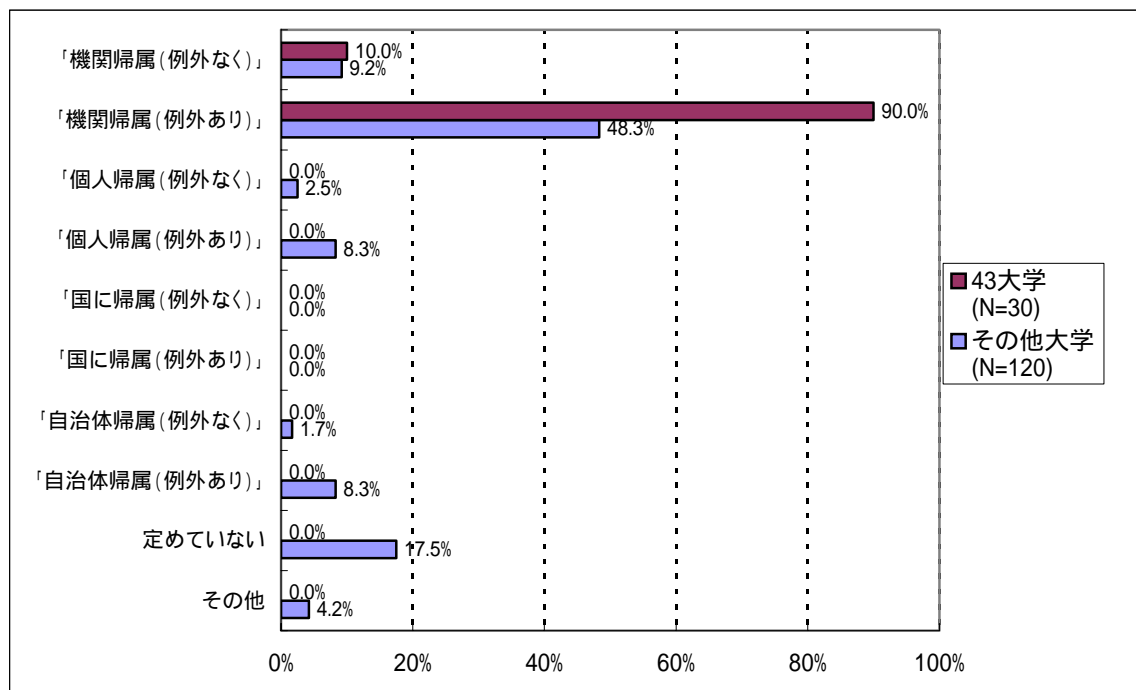
(注) 備考欄の*印は、「大学知的財産本部整備事業」及び「特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラム」に選定された機関を示す。

問5 . 貴機関の教職員や研究者の発明の帰属先について、お選び下さい。また、「例外あり」と答えられた方は、どのような例外がありますか。具体的にご記入下さい。(本中間報告では省略)

機関の教職員や研究者の発明の帰属先と例外の有無



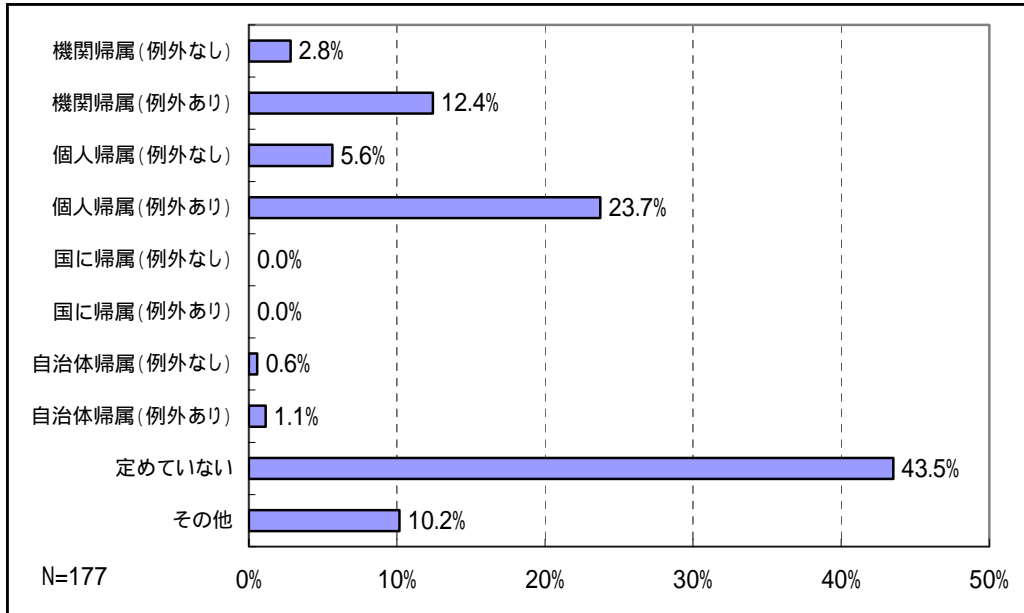
43 大学とその他大学における教職員や研究者の発明の帰属先と例外の有無



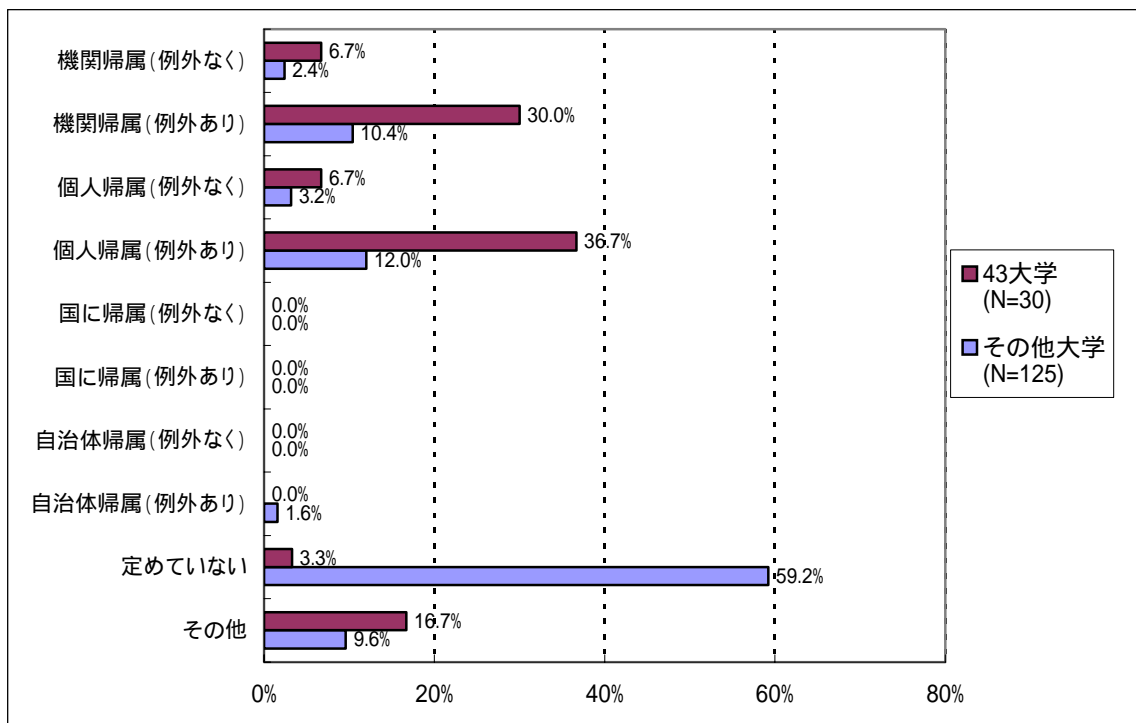
(注)「43 大学」とは「大学知的財産本部整備事業」及び「特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラム」に選定された研究機関のうち大学のみを示す。

問6. 貴機関が教育機関の場合、貴機関の学生の発明の帰属先について、お選び下さい。また、「例外あり」と答えられた方は、どのような例外がありますか。具体的にご記入下さい。（本中間報告では省略）

学生の発明の帰属先と例外の有無



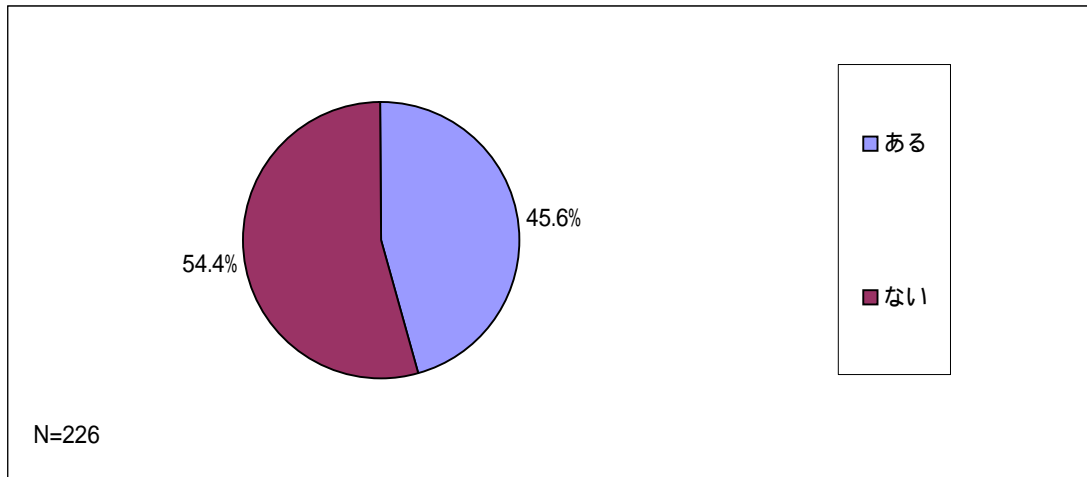
43大学とその他大学における学生の発明の帰属先と例外の有無



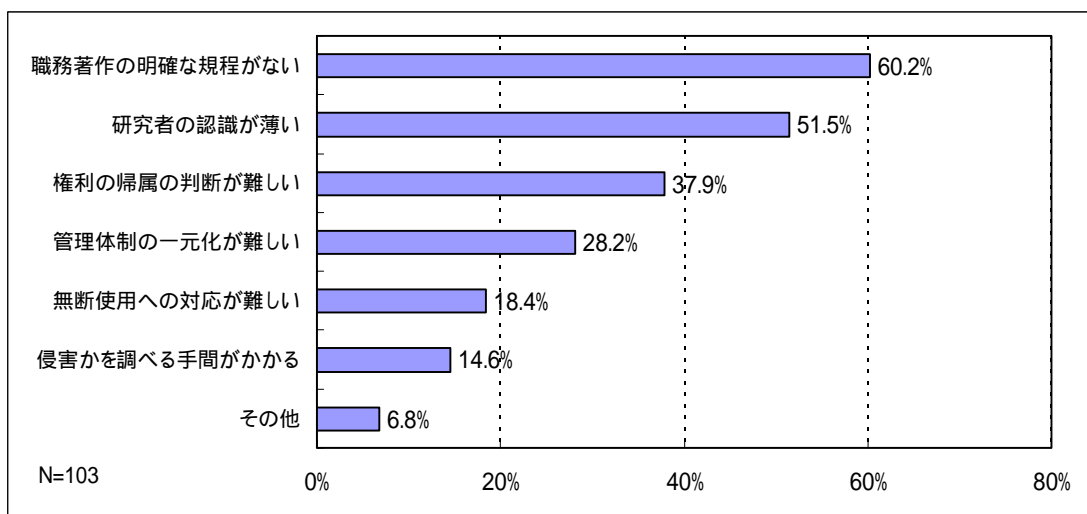
(注)「43大学」とは「大学知的財産本部整備事業」及び「特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラム」に選定された研究機関のうち大学のみを示す。

問7 . 貴機関では、著作権に関連し、前から課題となっている事項が何かありますか。「ある」と答えられた方にお伺いします。課題となっている内容をお選び下さい。(複数回答可)

著作権に関連して前から課題となっている事項の有無



課題の内容 (複数回答)



問8. 知的財産のルール等の整備に関連し、何か懸案事項はありますか。ございましたらご自由に記入下さい。

機関名	ルール整備に関する懸案事項 (自由記入)	備考
国立大学法人	知的財産に対する関心が教職員間で均一でないため、規程やルールの内容が十分に浸透していない。	
	学生の発明に係る知的財産の帰属に関して、現在明確なルールがなく、知的財産ポリシーにそって、機関帰属として処理している状況であるので、今後この点を明確にするルール等が必要となる。また、問7の著作権やその他の特許権以外の知的財産(実用新案権等)に関して、包括的な規程は作成しているが、個々に具体的な規程を作る必要があるかどうか課題である。	
	ノウハウの帰属について、未定となっている。	*
	特許法第35条(職務発明)に関連して、大学は発明の活用による利益を得ていない時期に、特許権または特許を受ける権利を処分しなければならないケース(例えば権利放棄)がある。この場合、大学は発明者に権利を返却することが必要になると考えるが、共同研究から生じた企業等との共同発明の場合には不都合が生じてしまう。	*
	本学は、芸術実技を主体としているので、生み出される知識は主として著作権に関するものである。法律上の職務著作に該当するのはかなり限られたケースであり、大学として知財をどう取扱うかについては、苦慮しているところである。	
公立大学	知的財産のルール等を整備するにあたって、法務に関する専門的知識を有する人材が不足している ・有体物等の取扱について未整備 ・知的財産に限らず、利益相反・責務相反の取扱について	
	産学官連携に取組む体制の整備 ・人員の強化(管理運用、意識啓発など実務スタッフの拡充) ・詳細等を行う専門家の確保(外部専門家の活用) 今年4月からの独法化に向けて、現在知財ポリシーを検討、策定中である。	
私立大学	教職員に規定の周知をすることが難しい。	
	知的財産のルール等の整備には、実務経験のある専門家が必要であるが、現在、その人材がいない。	
	学院全体として、知的財産について関心が低く、それを管理、活用できる人材が不足している。	
	未だ整備されていない状況のため、課題としたいところです。	
	有体物に関する規程が定められていない。学生がなした発明等の帰属に関する規定が定められていない	
	職務発明の概念が研究者側にも経営者側にも浸透がなされていないこと。	
	・教員それぞれの立場で、考え方が大きく違う ・教員の知財に対する関心が希薄	
	共同研究等の結果特許等にかかる問題の発生は未だない。しかし、利益配分に当たり、問題が発生すると の予想があるが実際に当面してみなければとの不安が常にある。	
	学内に専門知識を有する人材が居ない。また、学外の有識者を活用する意見に欠ける。	
	職務発明規程を2006年4月に施行予定です。知財に関してはまだ全学的に認識が薄く、守秘義務等に不安 があります。	
研究機関等	理工系教員の比率が低いために、知的財産ルールへの関心が全学的なものとなりにくく、全学的な協議、 決定が難しい。	
	知的財産による収益の実現事例が未だ少ないことなどのため、知的財産権の実施契約のノウハウの蓄積 が少ない。	
	ルール等の整備に着手すべき時期に至っているが、契機となる具体的事案がないので先送りが現状。	
	未だ職務発明制度が浸透していない。またそれに係る予算が不足している。	
	共同研究取扱規程、受託研究取扱規程知的財産取扱規程の制定に向けて検討しています。制定後は、大 学経理規程、外部研究費受入処理規程の変更が必要となります。	
	・各県・大学等の職務発明規程がそれぞれ異なるので、参考となる基準がない	
	・各県の職務発明規程が異なる(大学含む) ・著作権は発明として扱われていない ・持分に対しての明確な算定法がない ・出願の際、所内の審査ルールの基準がむずかしい	
	新たなシステム開発に伴い、著作権使用料収入が現に生じている場合において、これに対する補償規定を 国等において整備頂きたい。(県においてもこの取り扱いを参考にして制度化が促進される)	
	特に学生が絡んだ場合の規則の整備 あるいはルール無視の場合の対応	
	特許性、新規性、市場性に関して、判断基準がはっきりしていない。	
知的財産の譲渡に関するルールが整備されていない。特許権等の実施許諾に係る事務手続きが古く、実施 料算定基準があいまい。また、企業等との共有特許の不実施補償を想定していないなどの問題がある。		
活用のルール化:特許の公開と活用促進の具体策	*	
知的財産を運用する上で、県の規則が現状に即していない部分があり、運用に支障がある場合がある。		
映像資料の制作を外部に委託する際の著作権に関する契約の内容が難しい。	*	

ルール整備に関する懸案事項

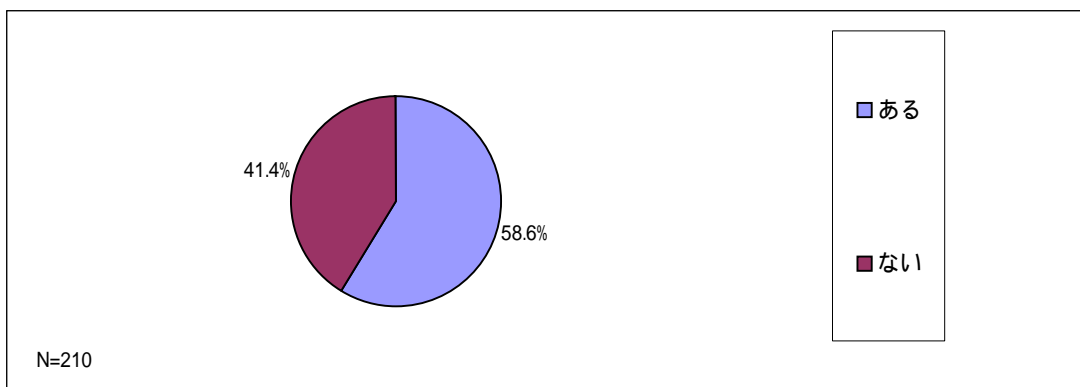
(注) 備考欄の*印は、「大学知的財産本部整備事業」及び「特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラム」に
選定された機関を示す。

(3) 知的財産権の利用許諾について

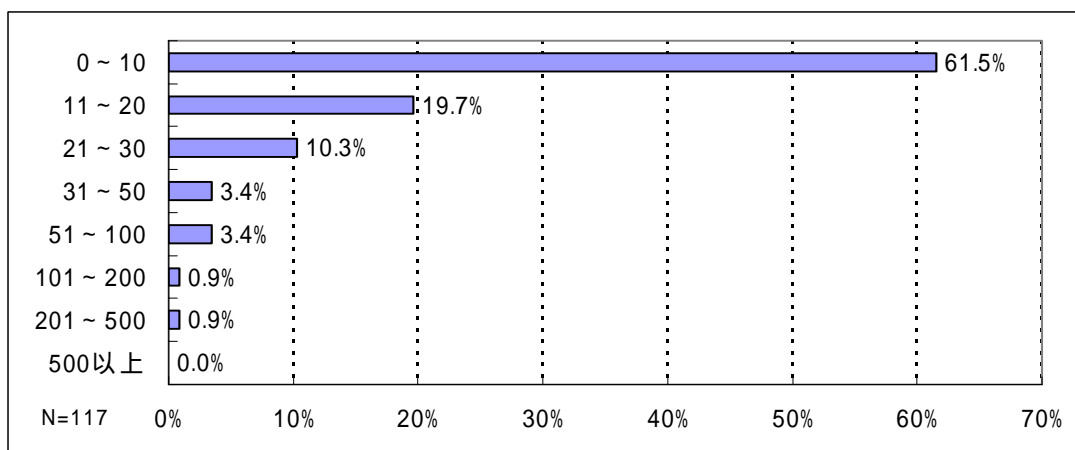
知的財産権の取得状況とライセンスアウトの実績について

問9. 日本国内で保有している知的財産権及び出願・申請中の知的財産権がありますか。「ある」と答えられた方は、それぞれ件数をお選びください。

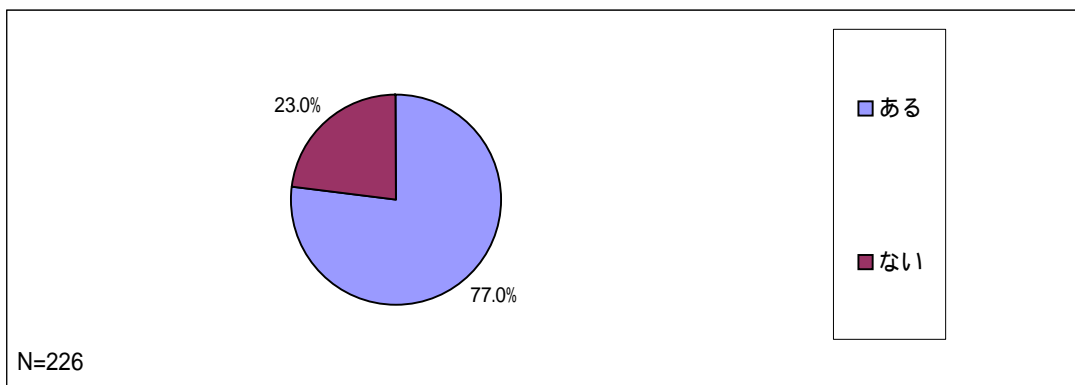
国内で保有する知的財産権の有無



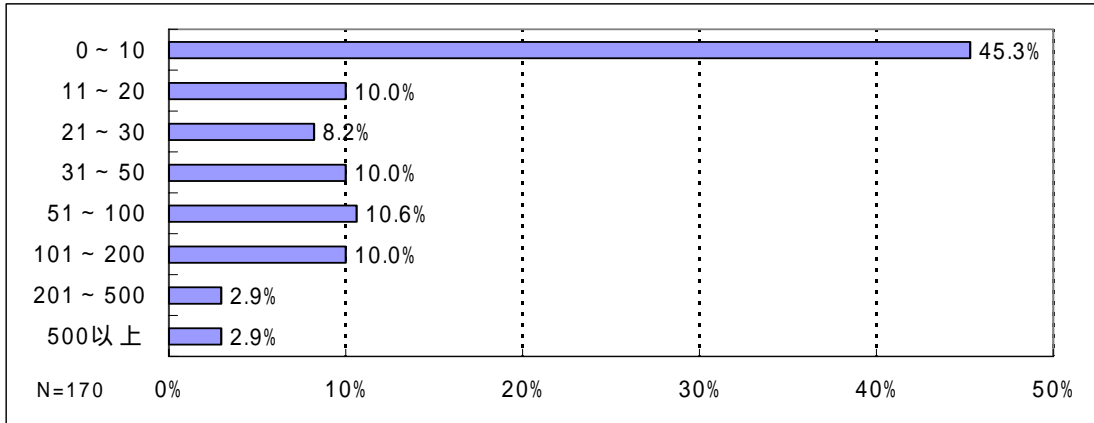
国内で保有する知的財産権がある場合の件数 (特許)



国内で出願・申請中の知的財産権の有無

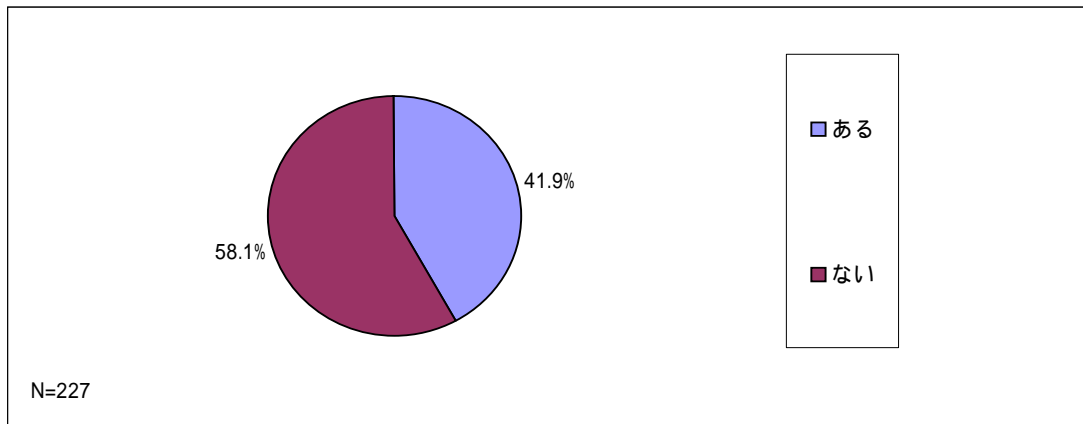


国内で出願・申請中の知的財産権がある場合の件数（特許）



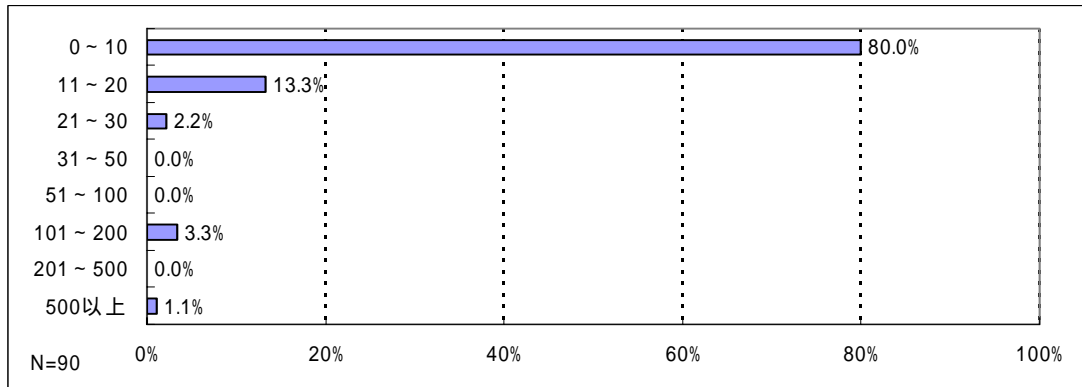
問10. 貴機関では、過去（2003年4月以降）に、機関所有の知的財産権を他者に利用許諾したこと（ライセンスアウト）がありますか。

他社に利用許諾した経験の有無

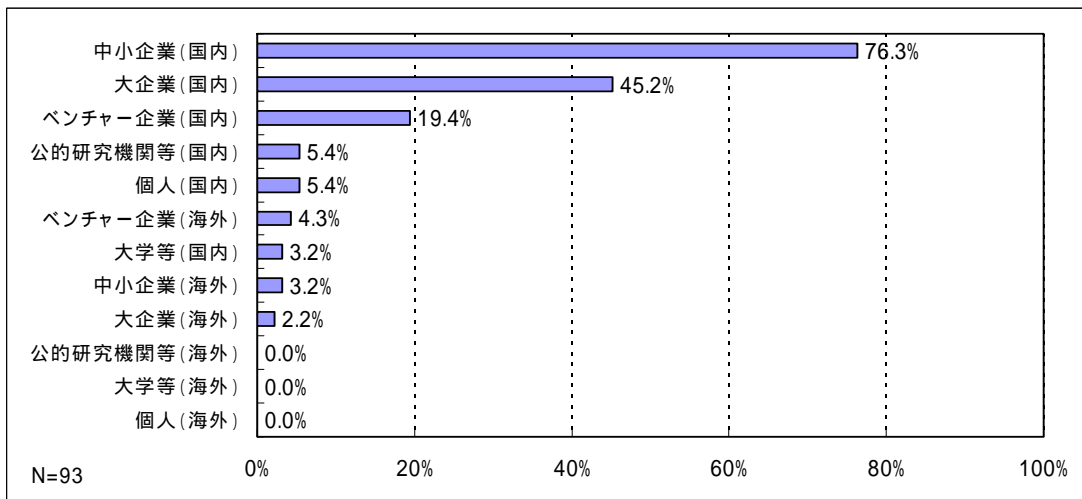


問 11. 問 10 で「ある」と答えられた方にお伺いします。貴機関における 2003 年 4 月以降のライセンスアウトの件数をお選び下さい。また、その主な相手先と対象分野について、お選び下さい。(複数回答可)

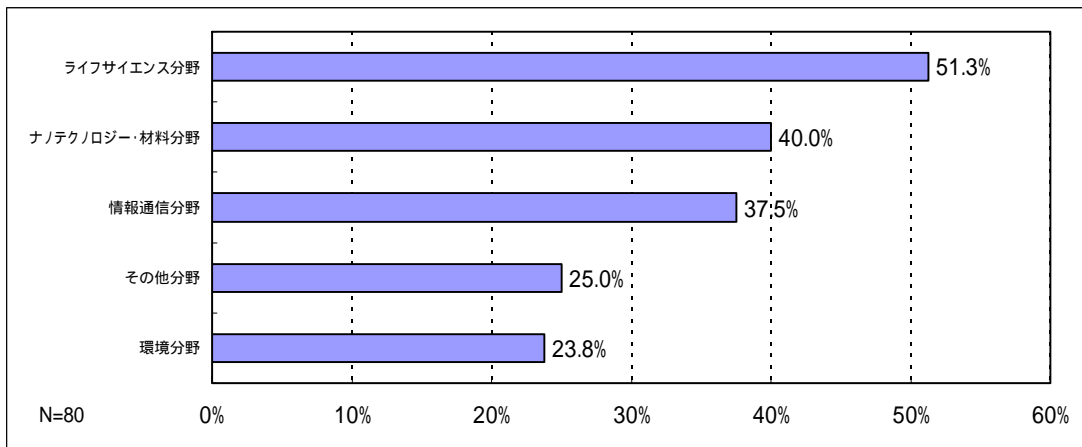
2003 年 4 月以降のライセンスアウトの件数



主な相手先 (複数回答)



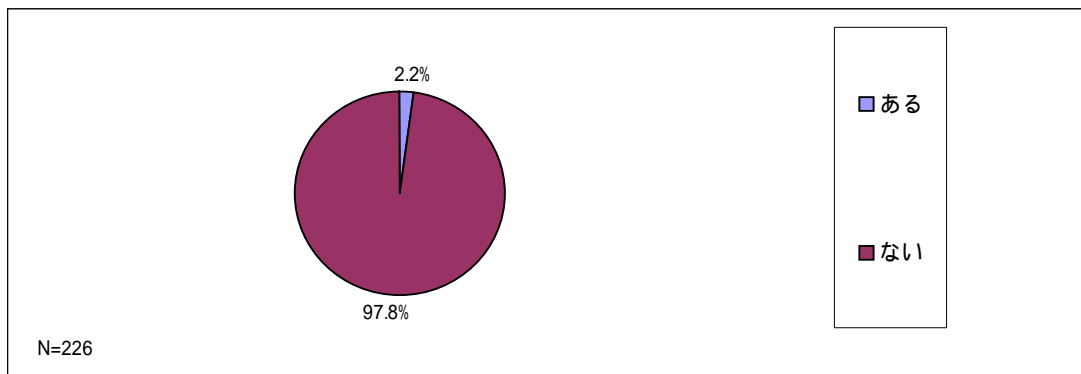
主な対象分野 (複数回答)



ライセンスの実績について

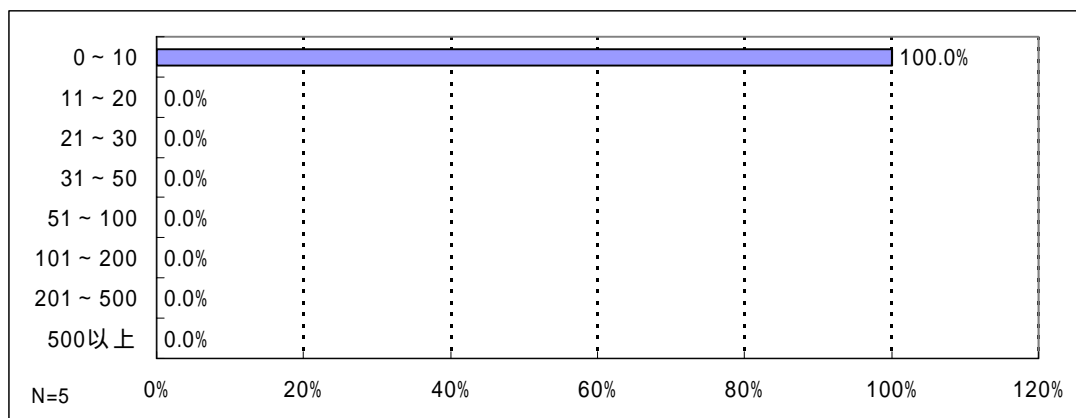
問 12 . 貴機関では、過去(2003 年 4 月以降)に、他者から知的財産権の利用を許諾されたこと(ライセンスイン) がありますか。

他社から知的財産権の利用を許諾された経験の有無



問 13 . 問 12 で「ある」と答えられた方にお伺いします。貴機関における 2003 年 4 月以降のライセンスインの件数をお選び下さい。また、その主な相手先と対象分野について、お選び下さい。(複数回答可)

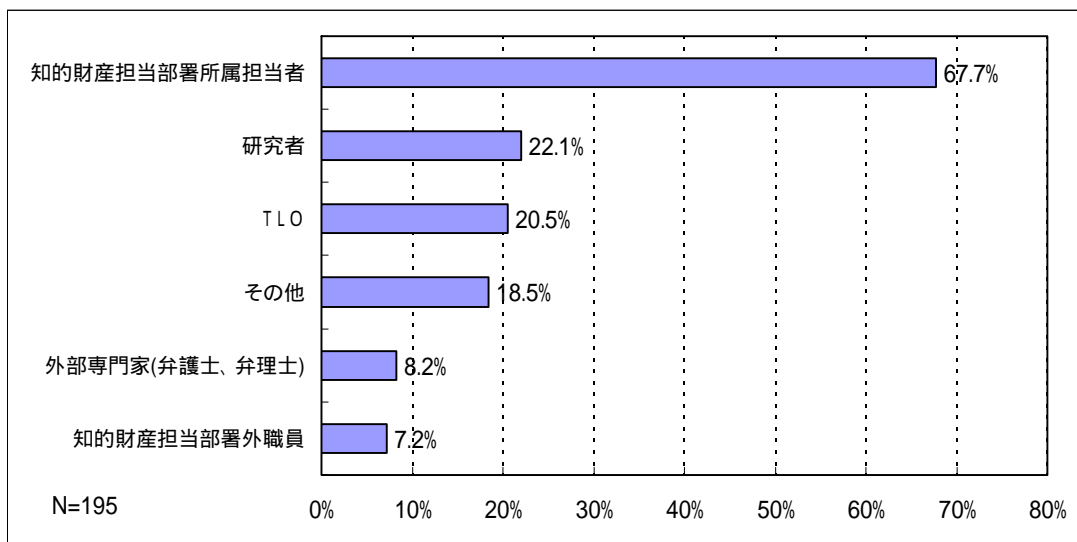
2003 年 4 月以降のライセンスインの件数



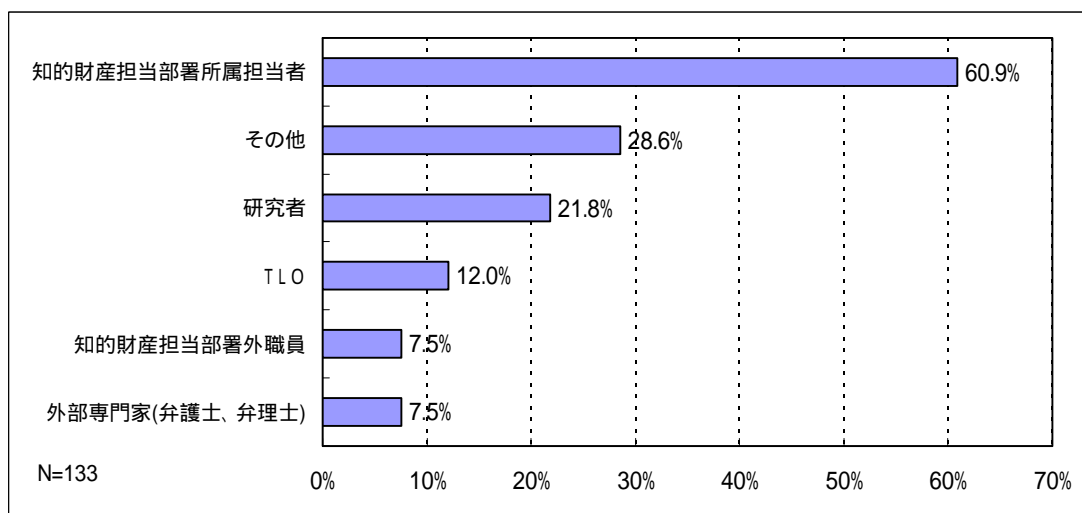
契約等について

問 14 . 貴機関では、貴機関の知的財産権を他者へ利用許諾する（ライセンスアウト）場合や他者から利用許諾を受ける（ライセンスイン）場合、契約交渉は誰が担当しているかについて、お選び下さい。（複数回答可）

ライセンスアウトの際の契約交渉担当者（複数回答）

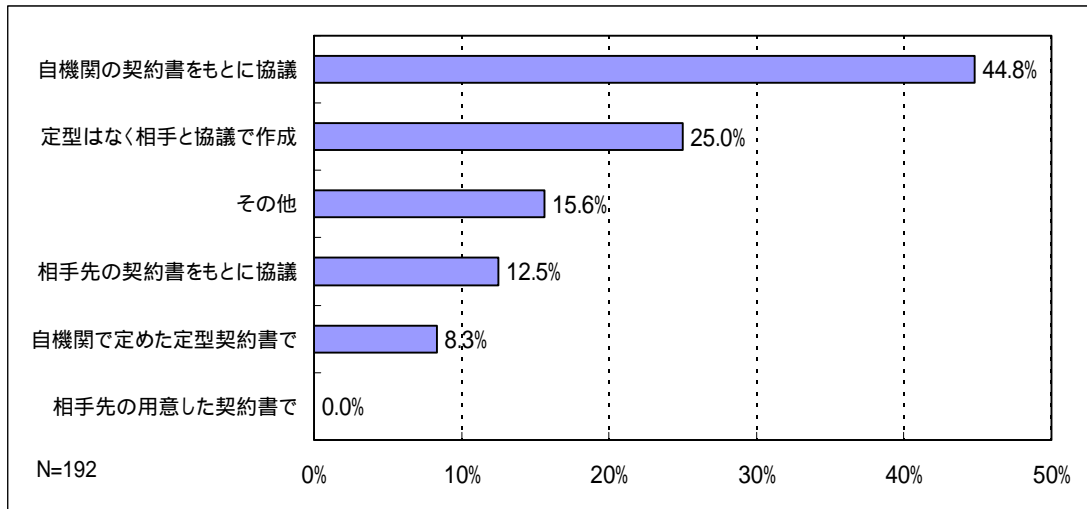


ライセンスインの際の契約交渉担当者（複数回答）

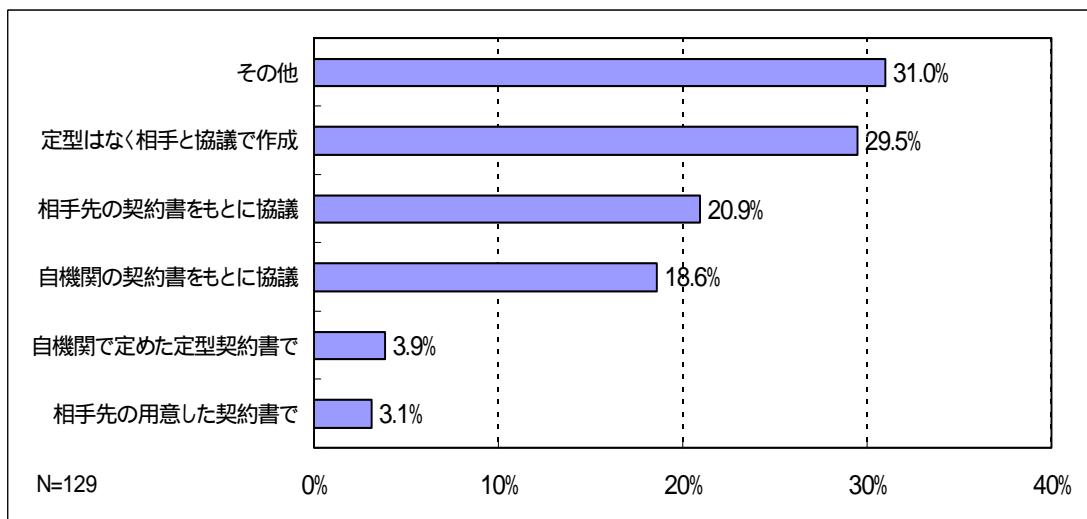


問 15 . 貴機関の知的財産権を他者へ利用許諾する（ライセンスアウト）場合や他者から利用許諾を受ける（ライセンスイン）場合、通常、契約はどのようにしているかを、お選び下さい。

ライセンスアウトの場合の契約方法（複数回答）

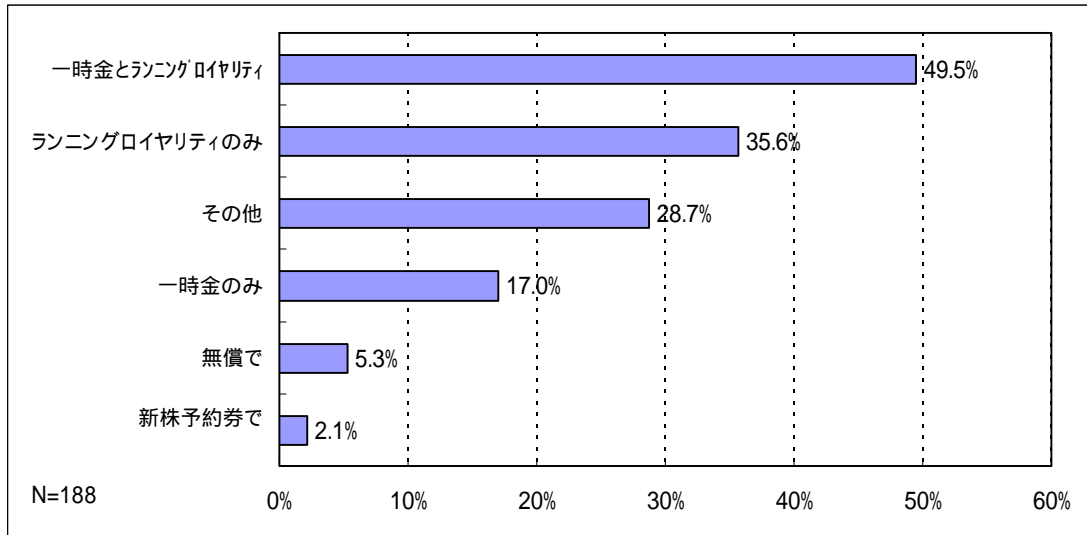


ライセンスインの場合の契約方法（複数回答）

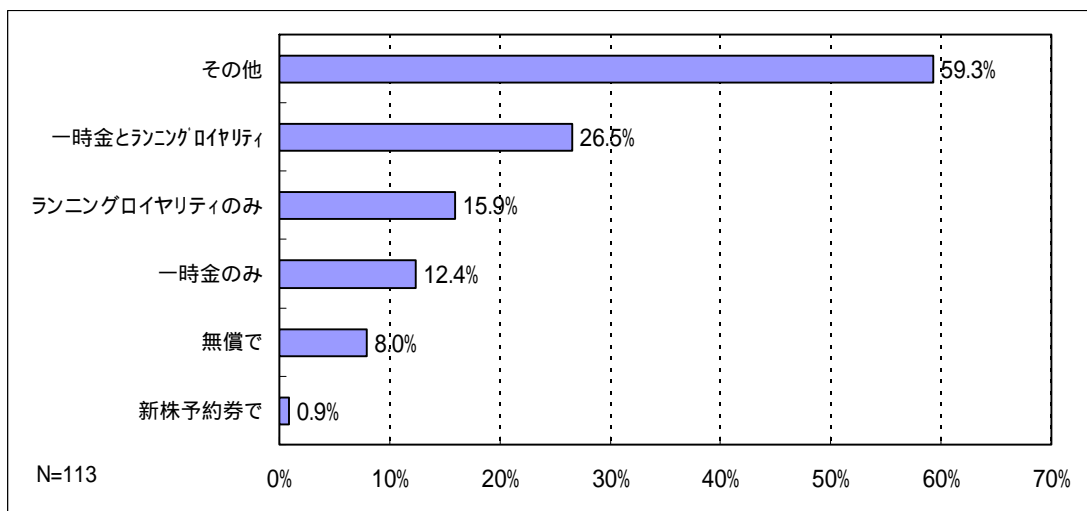


問 16 . 貴機関の知的財産権を他者へ利用許諾した（ライセンスアウト）場合や他者から利用許諾を受けた（ライセンスイン）場合、通常、契約金の支払い、受け取りはどのような形態をとるかを、お選び下さい。（複数回答可）

ライセンスアウトの場合の契約金の支払い、受け取りの形態（複数回答）



ライセンスインの場合の契約金の支払い、受け取りの形態（複数回答）



問 17. 貴機関の知的財産権を他者へ利用許諾する（ライセンスアウト）場合や他者から利用許諾を受ける（ライセンスイン）場合、何か懸案事項はありますか。ございましたらご自由に記入下さい。

ライセンスアウト・インの懸案事項

機関名	ライセンスアウトの懸案事項 (自由記入)	ライセンスインの懸案事項 (自由記入)	備考
国立大学法人	持っていない	第三者の知的財産権に対する保証	
	一時金およびランニングロイヤルの算出根拠がむつかしい。		
	特許権の市場での価値、相手側(ライセンサー)の実施能力(事業規模や販売能力)の調査が不十分であり、相手側の言い分をうのみにせざるを得ない場合があり、その対応策が懸案事項と言える。		
	実施料率の算定 売上げ高の調査	実施料率の算定	
	知的財産権の評価		*
公立大学	実施例が乏しいため相場となる基準がわからない		*
	ライセンス業務を委託しているが、実績があがらない。優れた委託先の情報がほしい。	実績がないので回答なし	
私立大学	大学では、使用実績をたしかめるべきがない。		
	ライセンスアウトよりも先に、それに関するルール、規程を整備しなければならない。	ライセンスインよりも先に、それに関するルール、規程を整備しなければならない。	
	その業界におけるロイヤリティの基準が不明確		
	利益の確認法		
	今のところ不明	今のところ不明	
研究機関等	あらゆる面で専門家がいない		
	今後、検討を行うことにしている。	今後、検討を行うことにしている。	
	・特許の共同出願企業へ利用許諾する場合に、不実施補償について理解を得ることが難しい場合がある。		
	製法特許、装置特許どちらも取得しているが、装置メーカーにライセンスアウトした場合、その装置を購入した会社の製品においてもランニングロイヤリティを請求したいが難しい。		
	共有特許の場合、第3者への利用を図る際には相手側の同意が必要となる。		
	共同出願者に対する不実施補償及びロイヤリティの形態		
知的財産担当部署(県庁)が他業務を兼務しており、知財要員の実務能力や実務経験がほとんどないため、円滑な契約事務が実施できていない。	知的財産担当部署(県庁)が他業務を兼務しており、知財要員の実務能力や実務経験がほとんどないため、円滑な契約事務が実施できていない。		
第三者への実施の許諾について			
	知財の管理部門に知財運用のノウハウが不足している。	公設試験研究機関であり、機関として実施者となることを想定していないため、明確な取り決めを行っていなかった。このため、例外的にライセンスインの必要が生じた場合に対応できない。	

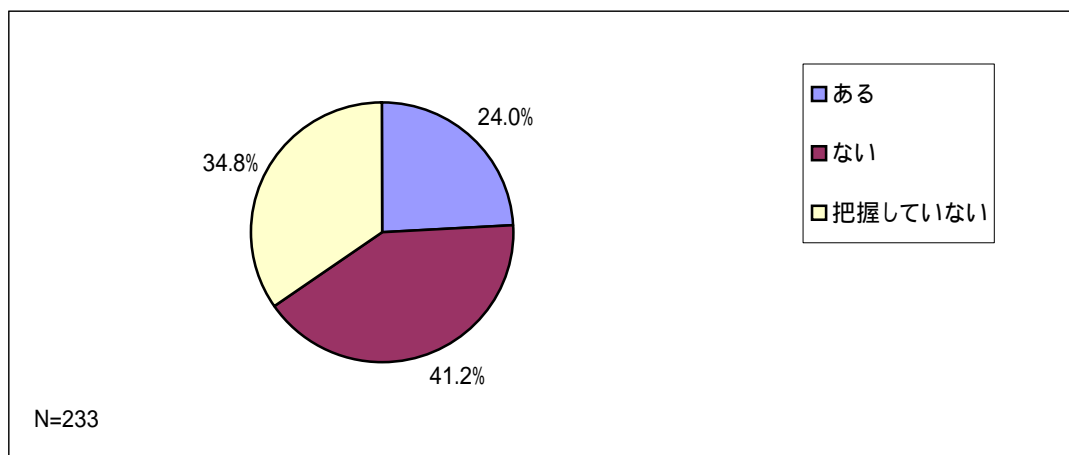
(注) 備考欄の*印は、「大学知的財産本部整備事業」及び「特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラム」に選定された機関を示す。

(4) 有体物(マテリアル)について

有体物(マテリアル)の提供実績について

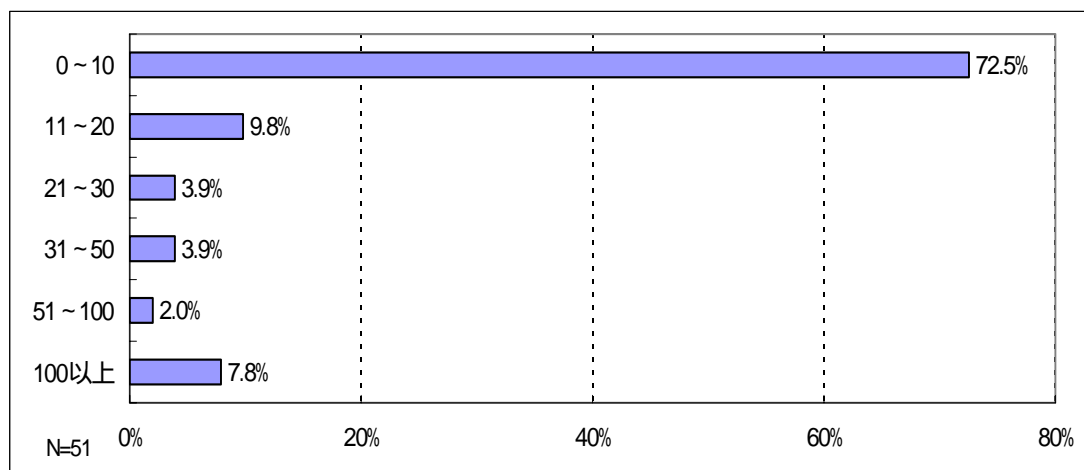
問 18 . 貴機関では、過去(2003年4月以降)に、研究における有体物(マテリアル)を他者に提供したことがありますか。

研究における有体物(マテリアル)の他者への提供経験の有無

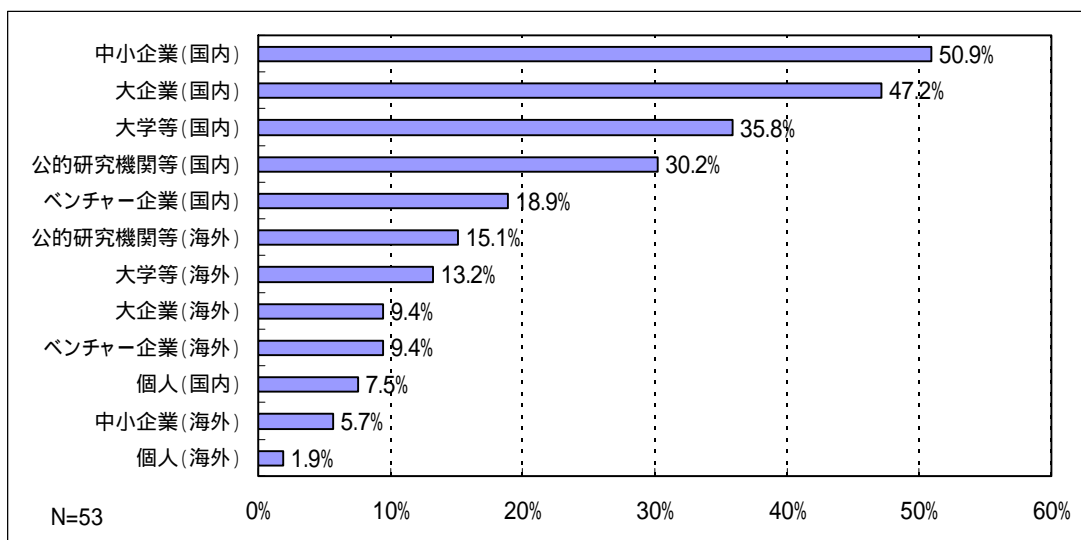


問 19 . 問 18 で「ある」とお答えになられた方にお伺いします。貴機関における 2003 年 4 月以降の有体物(マテリアル)の他者への提供の件数をお選び下さい。また、その主な相手先と対象分野について、お選び下さい。(複数回答可)

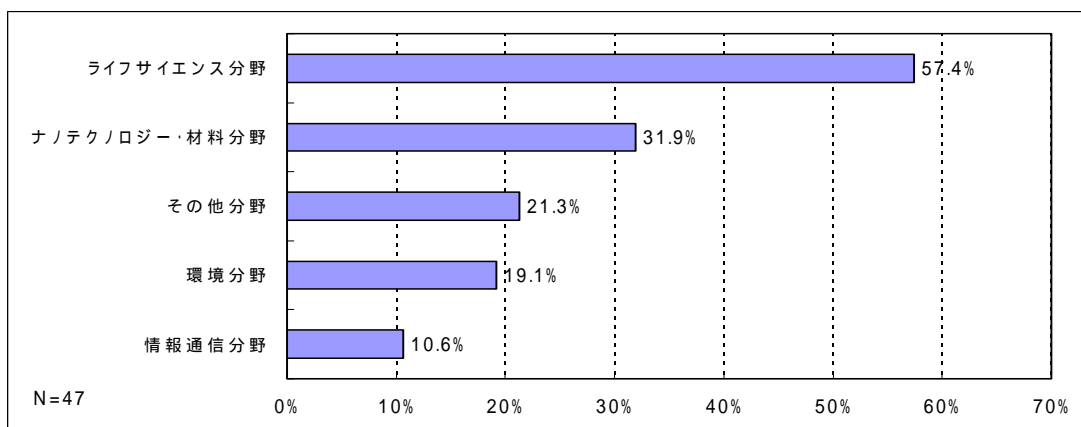
有体物を他者に提供したことがある場合の件数



有体物（マテリアル）の他者への提供の際の主な相手先（複数回答）

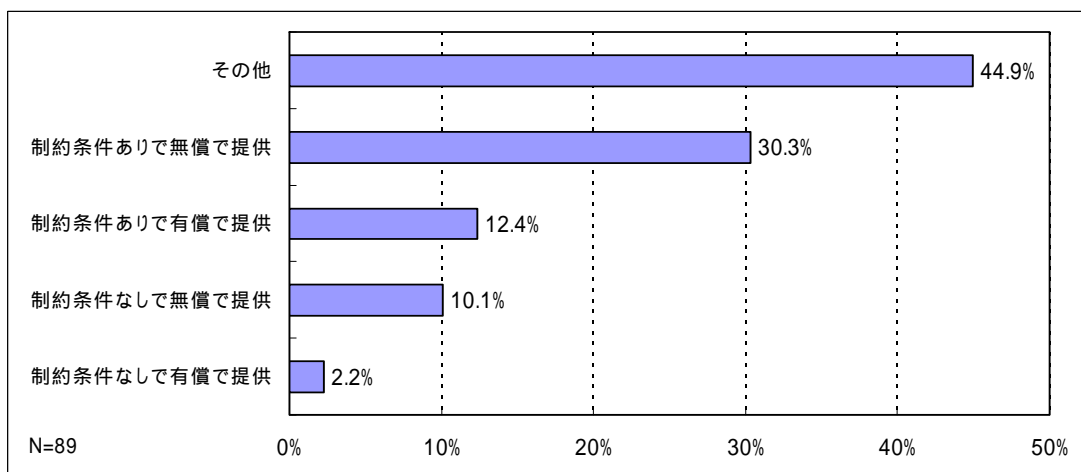


有体物（マテリアル）の他者への提供の際の主な対象分野（複数回答）

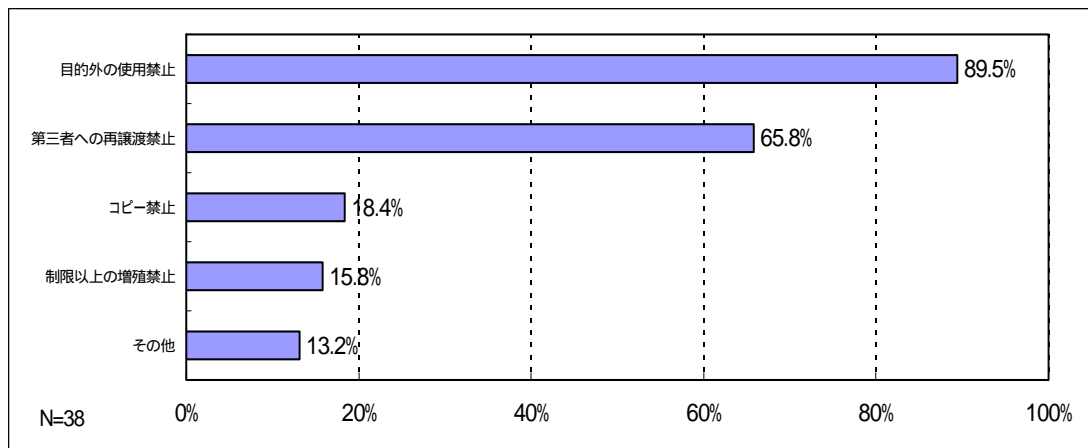


問 20 . 有体物（マテリアル）の提供については、通常どのようにしていますか。該当する選択肢をお選び下さい。また、「条件ありで無償で提供」、「条件ありで無償で提供」と答えられた方にお伺いします。それはどのような条件ですか。その条件をお選び下さい。

有体物（マテリアル）の提供の方法



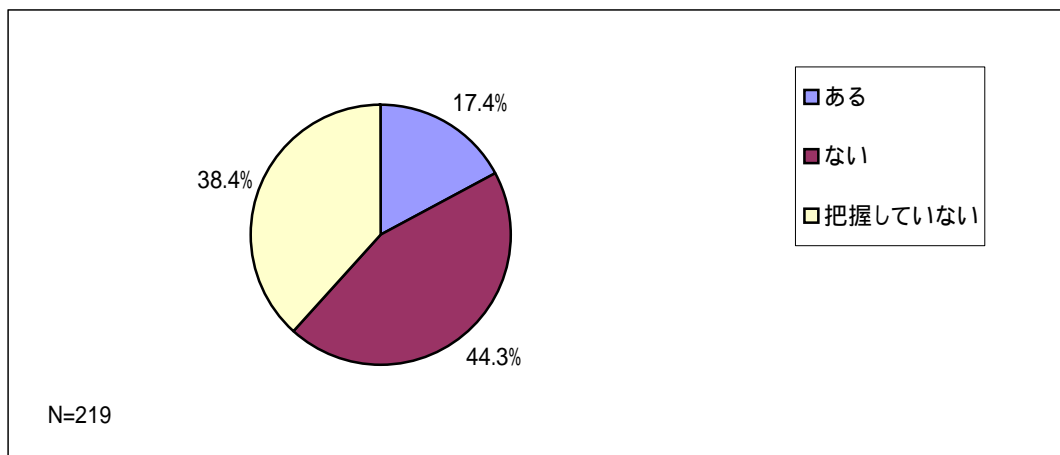
有体物（マテリアル）の提供の条件（条件がある場合）（複数回答）



有体物（マテリアル）の供与実績について

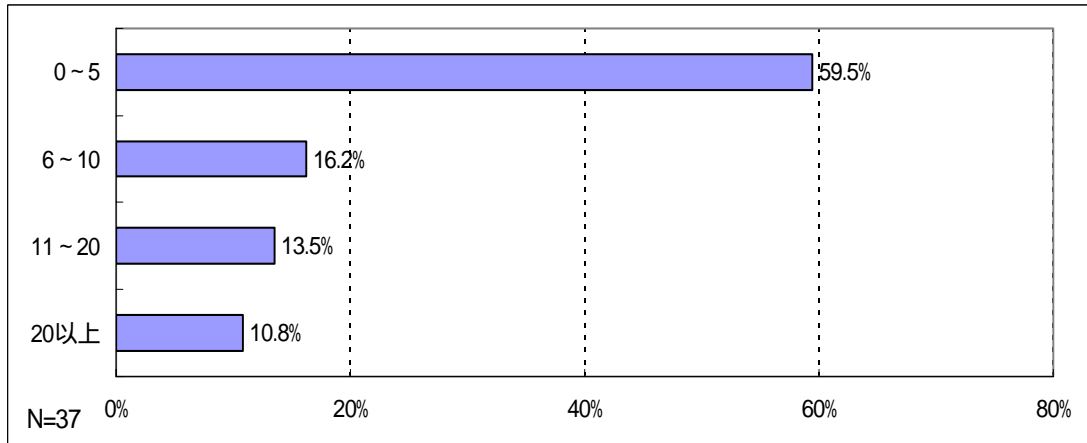
問 21 . 貴機関では、過去（2003年4月以降）に、他者から有体物（マテリアル）の供与を受けたことがありますか。

他者から有体物（マテリアル）の供与を受けた経験の有無

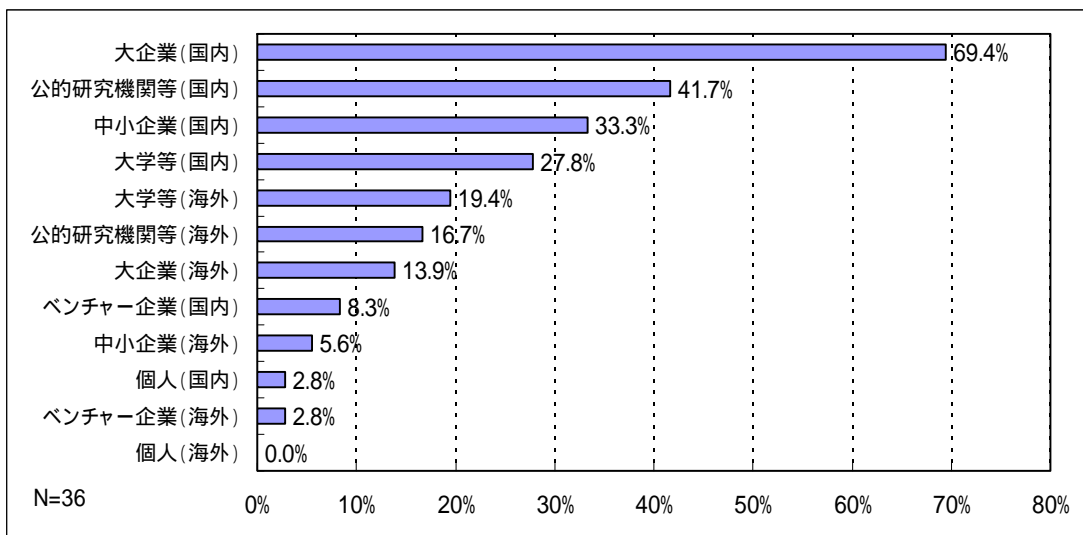


問 22 . 問 21 で「ある」と答えられた方にお伺いします。貴機関における 2003 年 4 月以降の他者からの供与の件数をお選び下さい。また、その主な相手先と対象分野について、お選び下さい。(複数回答可)

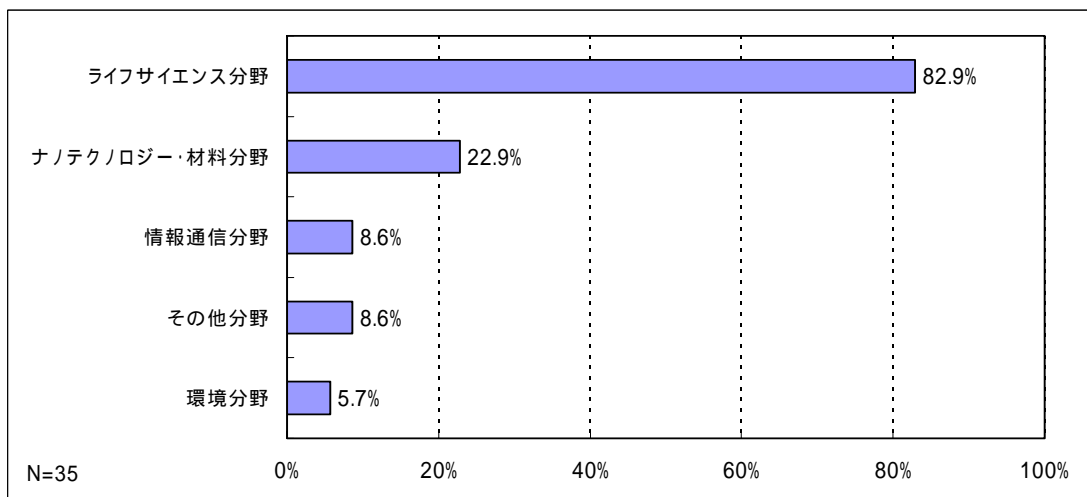
他者から有体物の供与を受けたことがある場合の件数



有体物(マテリアル)の供与を受けた主な相手先(複数回答)

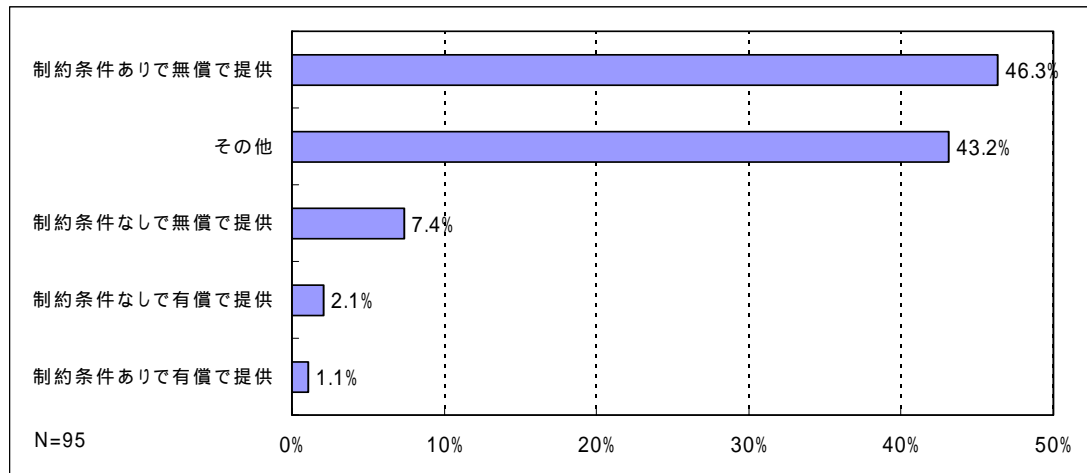


有体物(マテリアル)の供与を受けた主な対象分野(複数回答)

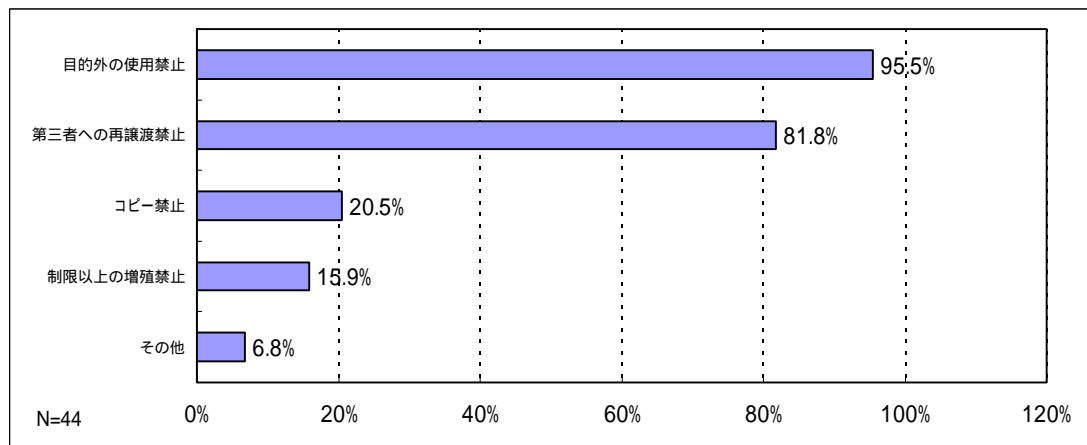


問 23 . 有体物（マテリアル）の他者からの供与については、通常どのようにしていますか。該当する選択肢をお選び下さい。また、「制約条件ありで無償で提供」とお答えになられた方にお伺いします。それはどのような条件ですか。条件をお選び下さい。

有体物（マテリアル）の他者からの供与の方法



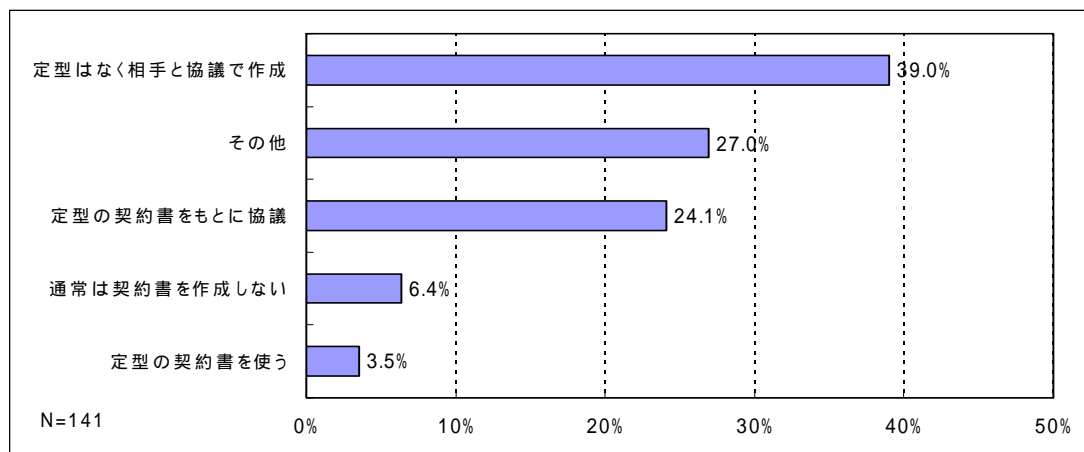
有体物（マテリアル）の他者からの供与の条件（制約条件ありの場合）（複数回答）



契約等について

問 24. 有体物（マテリアル）を他者に提供する場合や他者から供与される場合、通常、契約はどのようにしているのかを、お選び下さい。

有体物（マテリアル）を他者に提供する場合や他者から供与される場合の契約方法



問 25. 有体物（マテリアル）を他者に提供する場合、または他者から供与される場合の契約等において、何か懸案事項はありますか。ございましたらご自由に記入下さい。

有体物の提供・供与時の契約等における懸案事項

機関名	提供の契約等における懸案事項 (自由記入)	供与の契約等における懸案事項 (自由記入)	備考
国立大学法人	利益相反	秘密保持	
	提供の実態について把握がむづかしい。	供与の実態についての把握がむづかしい。	
	契約違反により第三者に移転された場合に、効果的な対応手段がない。	企業は有体物利用の研究成果を無償で譲渡するように要求して来る場合があるが、この条件では受け入れがたい。	*
	他社がその有体物でケガ等をした時の道義的責任	供与した有体物から派生した発明の取扱	
公立大学	有体物の譲渡価格算定について、ノウハウ部分の評価が難しい。		*
	有体物の供与を受ける場合に、公知の有無等、どの範囲までの有体物を対象とするかが課題である。		
私立大学	有体物(マテリアル)は教職員個人が原則として管理を行っており機関管理を行っていないため、相談を受けたもののみ対応している。把握していないトラブルが多いのではないかと懸念している。	有体物(マテリアル)は教職員個人が原則として管理を行っており機関管理を行っていないため、相談を受けたもののみ対応している。把握していないトラブルが多いのではないかと懸念している。	
	現在、規程を整備中であり、平成18年4月から組織的な管理がスタートする見込みである。	外国語の契約書の場合は、事務的なチェックを行っていない。	
	有体物(マテリアル)を他者に提供する前に、学内の取り扱いルール、規程等を整備しなければならない。	有体物(マテリアル)を他者から供与される前に、学内の取り扱いルール、規程等を整備しなければならない。	
	今のところ不明	今のところ不明	
研究機関等	研究者に管理を一任しており心配である		
	契約違反に対する証明と罰則		
	当該事例に対応するための規則等が未整備である。	当該事例に対応するための規則等が未整備である。	
	提供する側であるにもかかわらず、先方が条件を変えて欲しいとリクエストしてくる場合がある(特に米国)。拒否することも可能だが研究者同士の関係もあり、定型のフォームを変えざるを得ない場合もある。		*

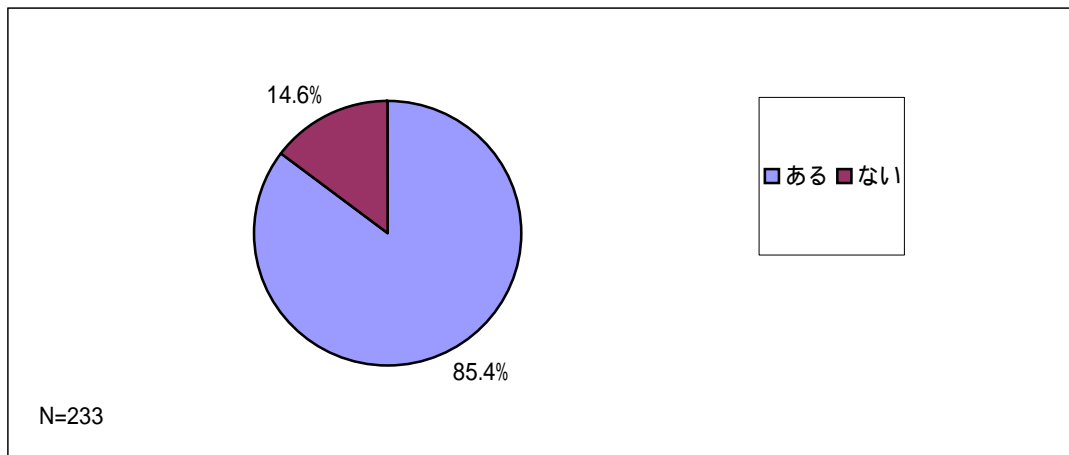
(注) 備考欄の*印は、「大学知的財産本部整備事業」及び「特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラム」に選定された機関を示す。

(5) 受託研究・共同研究等について

受託研究について

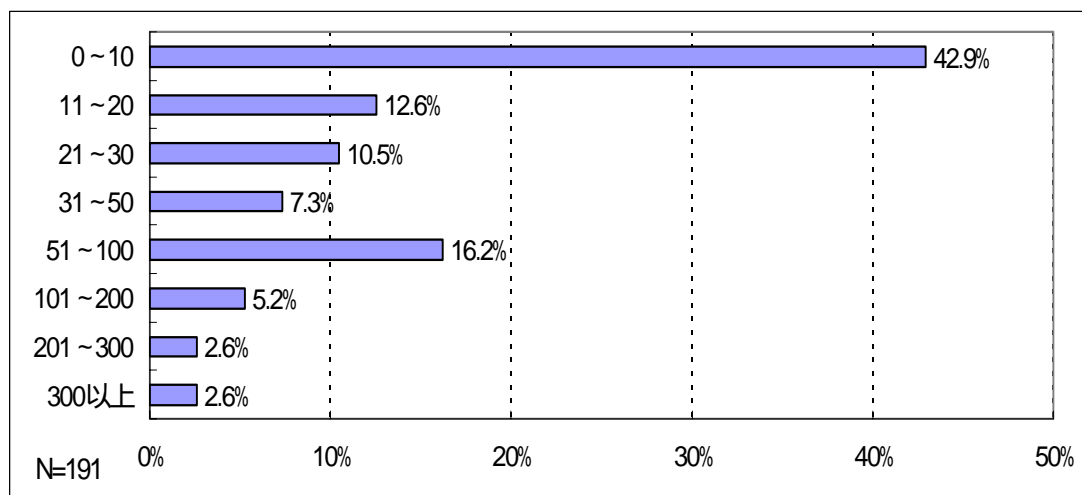
問 26 . 貴機関では、昨年度(2004 年度) 1 年間に、受託研究の実施はありますか。

昨年度 1 年間の受託研究の実績の有無

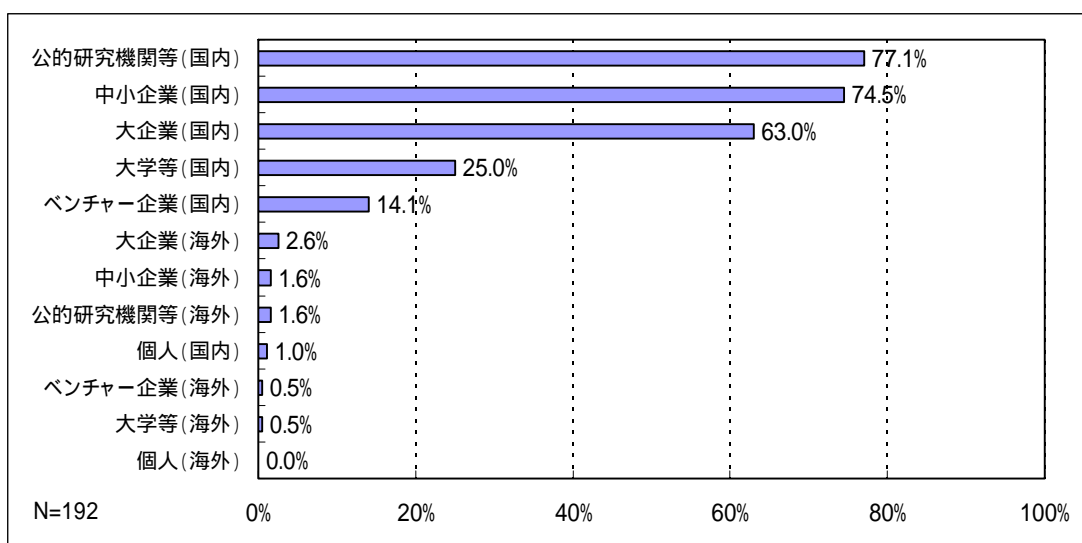


問 27 . 問 26 で「ある」とお答えになられた方にお伺いします。貴機関における昨年度(2004 年度) 1 年間の受託研究の件数をお選び下さい。また、その主な相手先と対象分野について、お選び下さい。(複数回答可)

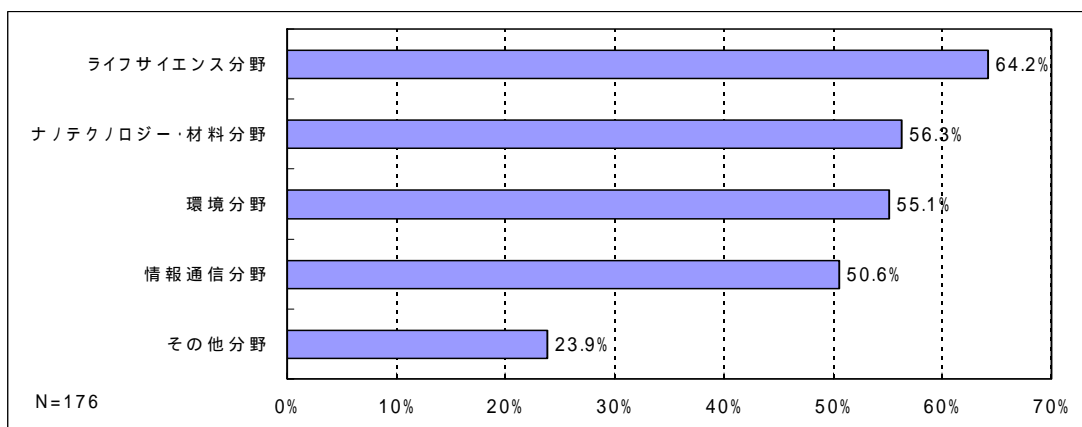
昨年度 1 年間の受託研究の件数



受託研究の主な相手先（複数回答）

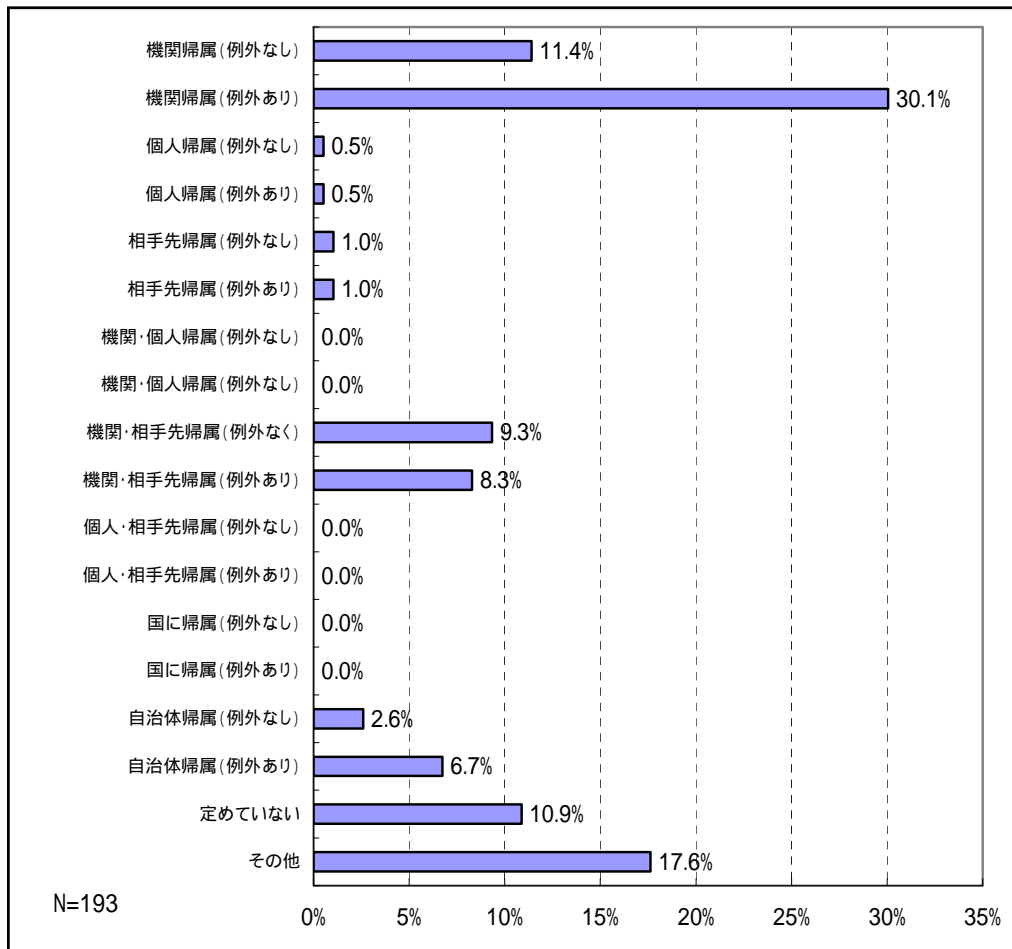


受託研究の主な対象分野（複数回答）

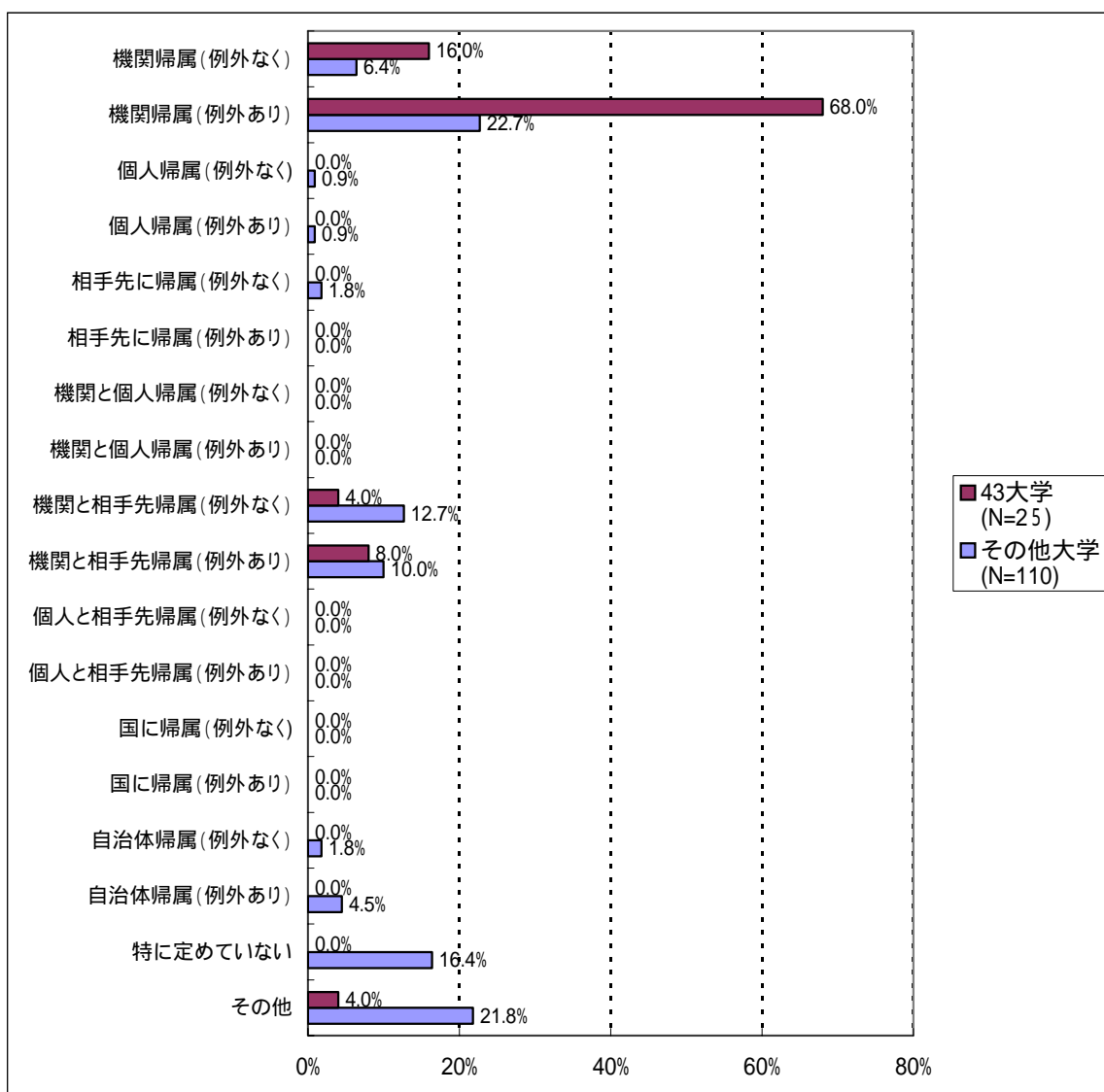


問 28 . 受託研究による発明の帰属先について、お選び下さい。また、帰属の考え方で「例外あり」と答えられた方は、どのような例外がありますか。具体的にご記入下さい。(本中間報告では省略)

受託研究による発明の帰属先と例外の有無



43 大学とその他大学における受託研究による発明の帰属先と例外の有無

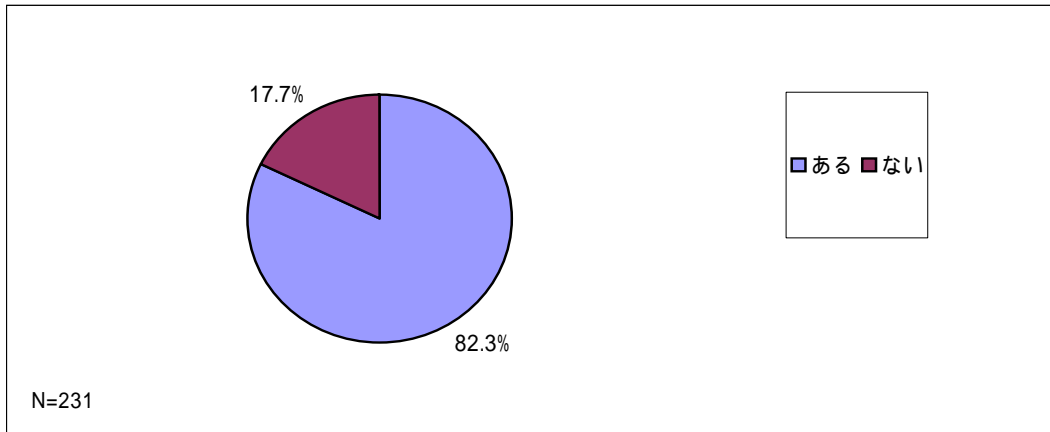


(注)「43 大学」とは「大学知的財産本部整備事業」及び「特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラム」に選定された研究機関のうち大学のみを示す。

共同研究について

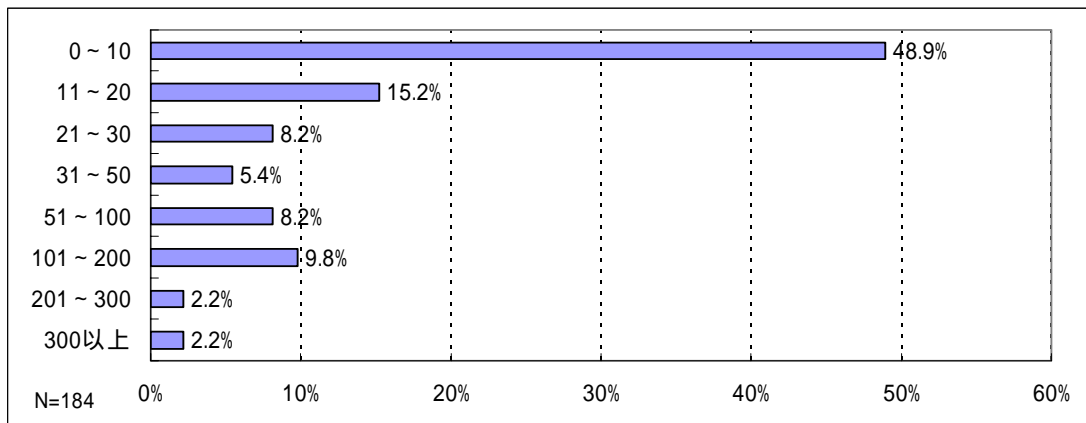
問 29 . 貴機関では、昨年度(2004 年度) 1 年間で、共同研究の実施はありますか。

昨年 1 年間の共同研究の実績の有無

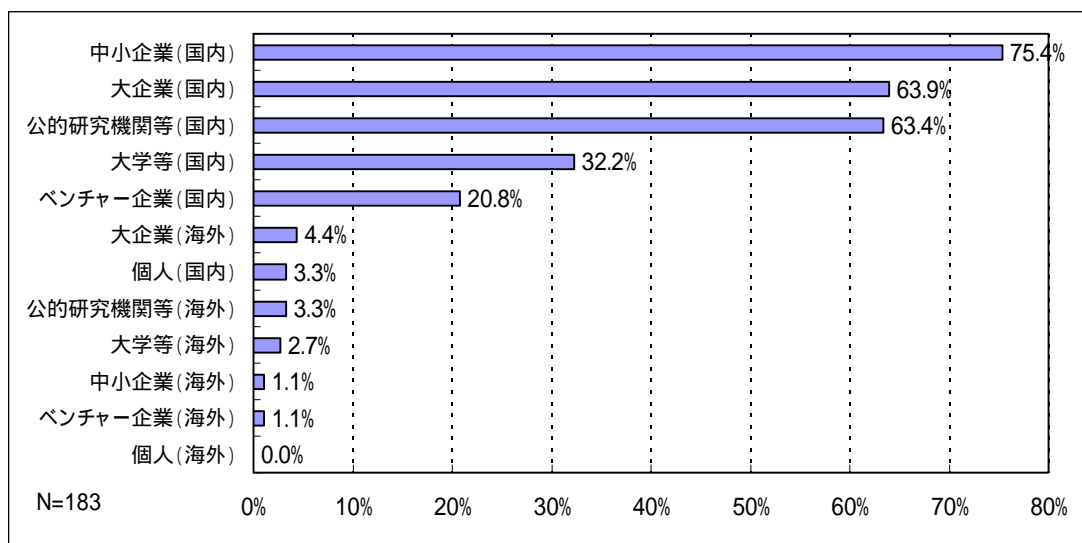


問 30 . 問 29 で「ある」とお答えになられた方にお伺いします。貴機関における昨年度(2004 年度) 1 年間の共同研究の件数をお選び下さい。また、その主な相手先と対象分野について、該当する番号をお選び下さい。(複数回答可)

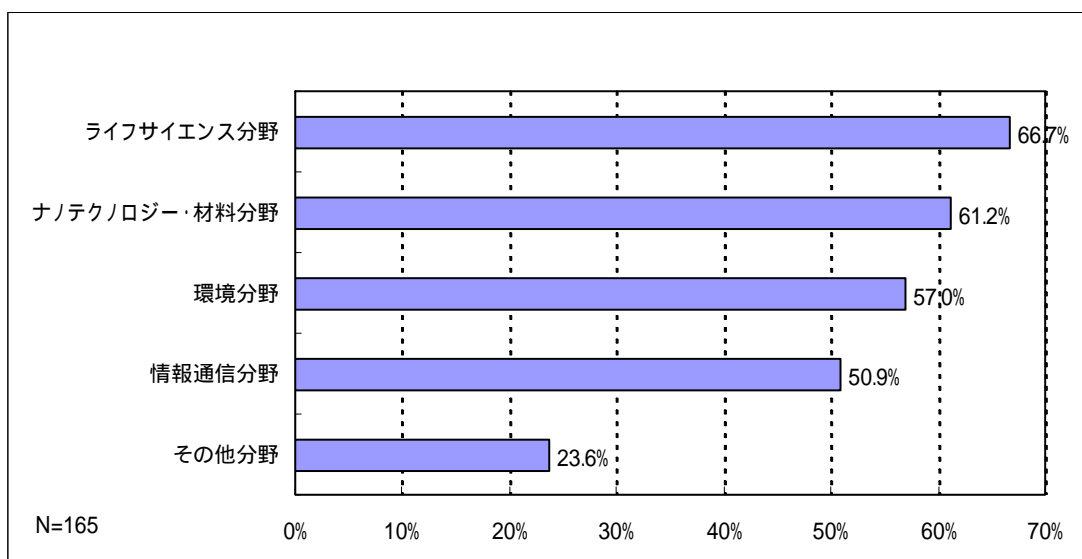
共同研究の件数



共同研究の主な相手先（複数回答）

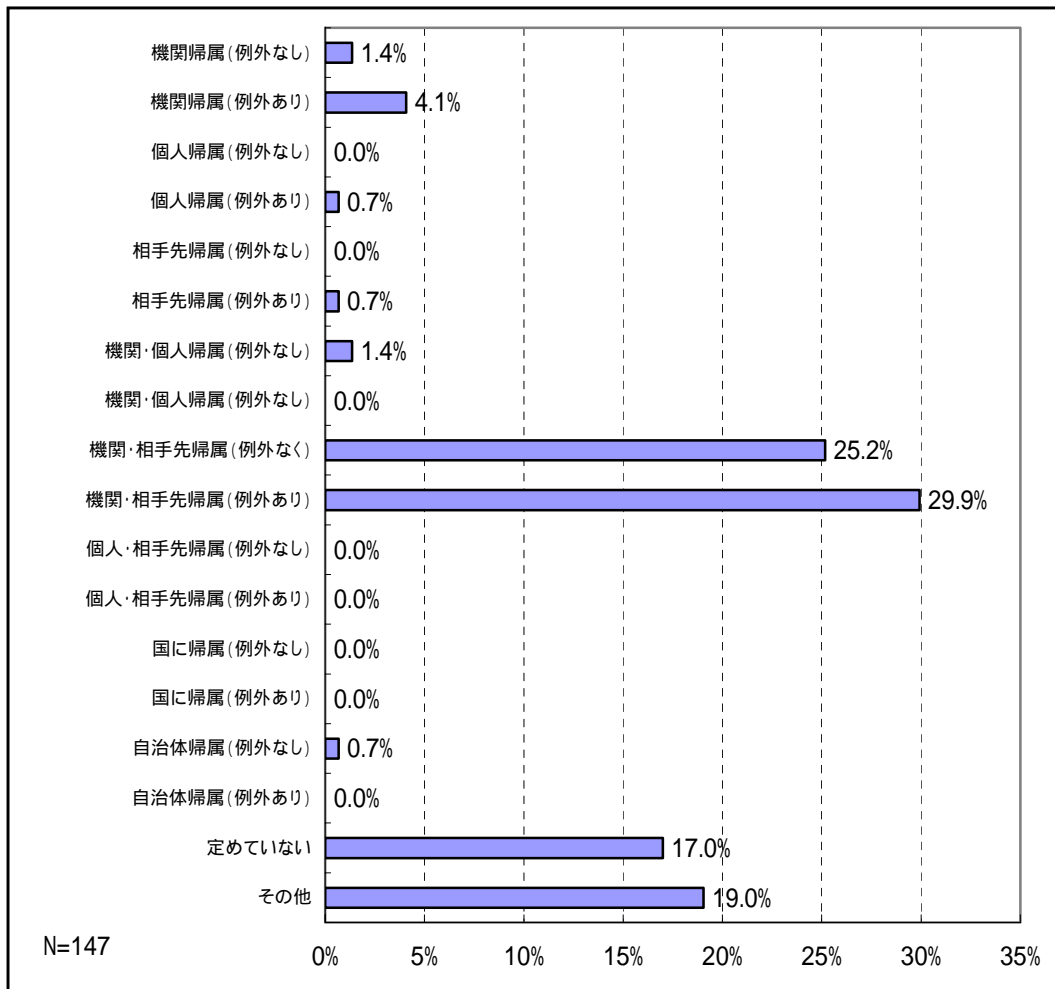


共同研究の主な相手先（複数回答）

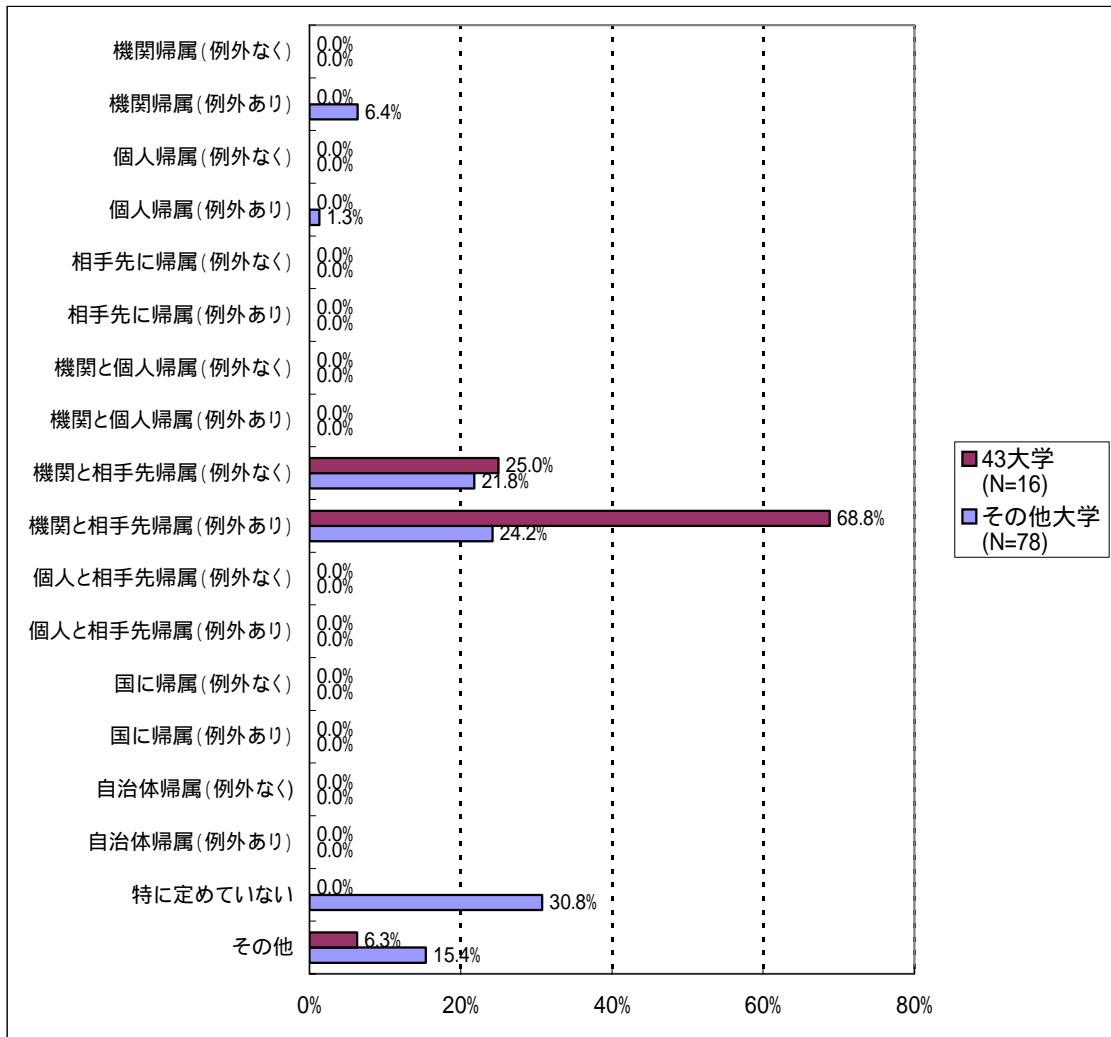


問 31 . 共同研究による発明の帰属先について、お選び下さい。また、帰属の考え方で「例外あり」と答えられた方は、どのような例外がありますか。具体的にご記入下さい。(本中間報告では省略)

共同研究による発明の帰属先と例外の有無



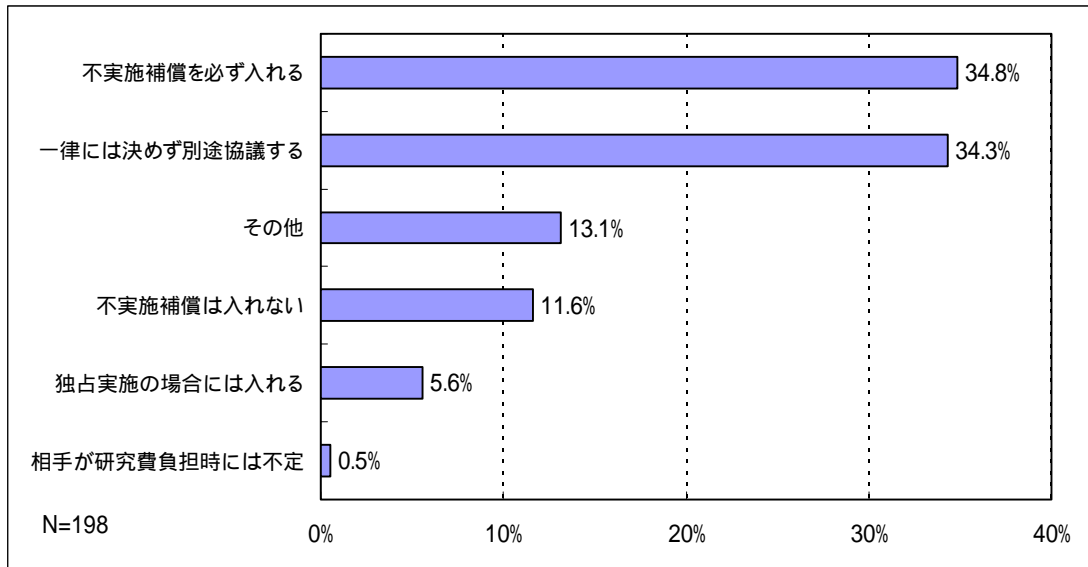
43 大学とその他大学における共同研究による発明の帰属先と例外の有無



(注)「43 大学」とは「大学知的財産本部整備事業」及び「特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラム」に選定された研究機関のうち大学のみを示す。

問 32 . 共同研究契約において、貴機関が、自ら実施はしないことの対価（不実施補償）として、相手方に実施料を求める内容を、通常、契約書に盛り込んでいますか。

不実施補償として実施料を求める内容の契約書への盛り込み状況



問 33. 貴機関では、受託研究をする場合や共同研究をする場合、知的財産に関し、何か懸案事項はありますか。ございましたらご自由に記入下さい。

受託研究・共同研究の知財に関する懸案事項

機関名	受託研究の場合の懸案事項 (自由記入)	共同研究の場合の懸案事項 (自由記入)	備考
国立大学法人	受託研究は、本来受ける側である大学の帰属となるが、委託元の帰属とするように希望等がある場合	不実施補償について、相手方と意見が異なった場合の取り扱いについて。	*
		不実施補償等に関して企業等とで懸案事項になっている。	
		不実施補償について企業側に理解されないケースがあり、契約書の協議に時間がかかり契約締結が遅くなる場合がある。	
	受託研究でも相手先の企業情報を受けて発明等をなした場合は、共同発明とし、特許共同出願することになるが、不実施補償で交渉が難航することがある。	不実施補償で交渉が難航することがある。	*
		企業との共同研究の成果として生じた発明(特許)の権利を、企業から100%譲渡希望等が時折あるが、その対応等をどうするか本学では事例がないので、今後の課題である。	
		契約締結に当たって、知的財産の取扱いについて、企業側(特に大手)との意見が折り合わないケースがある。本学では現在知的財産に関する法務関係の専門的知識を有する人材が不足しているため対応に苦慮している。	
	特許出願等の費用負担について 相手先が無償独占使用を要求してくる。	相手先が無償独占使用を要求してくる。	
		共有発明について、共有企業が通常実施を希望する場合、特許法第73条第2項により、実施料の支払いについて、交渉が難航する。	*
受託研究にもかかわらず、共同出願を希望されることがある。	・研究費を企業が出しているの、発明の内容にかかわらず(発明の貢献度がなくても)・企業との共同出願を要求されること・企業の関係者を共同発明者に入れることを要求されること・発明の貢献度の算定が難しい	*	
交渉担当者、契約担当者の人材育成	交渉担当者、契約担当者の人材育成		
公立大学	知的財産の取扱は、相手先企業からの申し入れにより、内容を協議し、合意事項を契約書に盛り込む。ひな型を作成し、相手方に提供することで契約事務の円滑化を図りたい。	契約書ひな型が、詳細にわたり相手方企業との協議に時間がかかる。見直しを行って、契約事務の円滑化を図りたい	
		本学においては相手企業との共有の知的財産について、相手企業が実施する場合実施料を納めて頂くことをお願いしているが、契約時からその点において意見が合わないことがある。	
	これまでのところ特になし	中小企業において、知的財産の共有帰属について理解が得られないケースがあった。	
	受託研究の結果生じた発明の特許に係る権利は、県の単独所有とすることが、原則であるが、相手先から共有を要望されることが多い。	不実施補償を了承してもらえない場合がある	
	研究費を提供してくれる相手に対して、発明・帰属を専ら大学にするというルールで本当に発明の活用が図れるのか疑問な点がある。 現行では個人帰属になる場合がほとんどであるが、その後の行方については把握していないので、今後は調査する必要がある。	共願をできるだけ企業単独にして、実施の促進を図る必要があると感ずる。できるだけ早期に企業への譲渡を有償で進めるべきと考える。 現行では個人帰属になる場合がほとんどであるが、その後の行方については把握していないので、今後は調査する必要がある。	
私立大学	平成17年度から契約書の内容を見直し、発明の帰属を相手方帰属から機関と相手方との共有に変更した。受託研究契約の場合、現状ではそれから発生する知的財産の所有権が全て委託元にあること。 実務経験のある契約に関する専門家が不在である。		
	今のところ不明	今のところ不明	
	本学と本学研究者間での知的財産権の帰属について、詰めておく必要がある。	本学と本学研究者間での知的財産権の帰属について、詰めておく必要がある。	
	委託者により、知的財産の取扱いの考え方に差があり、一様な対応が困難。研究者の研究実施の意向を重要視するため、知的財産の取扱いは協議事項とせざるを得ない。	相手元により、知的財産の取扱いの考え方に差があり、一様な対応が困難。研究者の研究実施の意向を重要視するため、知的財産の取扱いは協議事項とせざるを得ない。	
	委託元の単独所有や委託元との共有を、内容に関係なく要求される	共有の場合での不実施補償が得られない	
	本学では、知的財産権取扱規程の制定に向けて、事務局として大学評議会に提案中である。その他、受託研究取扱規程、受託研究申込書、受託研究計画書、受託研究契約書などについても併せて提案しているところであるが、全学的な合意が得られていない。	受託研究の場合と同様、共同研究取扱規程、共同研究申込書、共同研究契約書、共同出願契約書、権利譲渡書、発明等決定通知書などについて事務局から提案し、大学評議会において検討中である。	

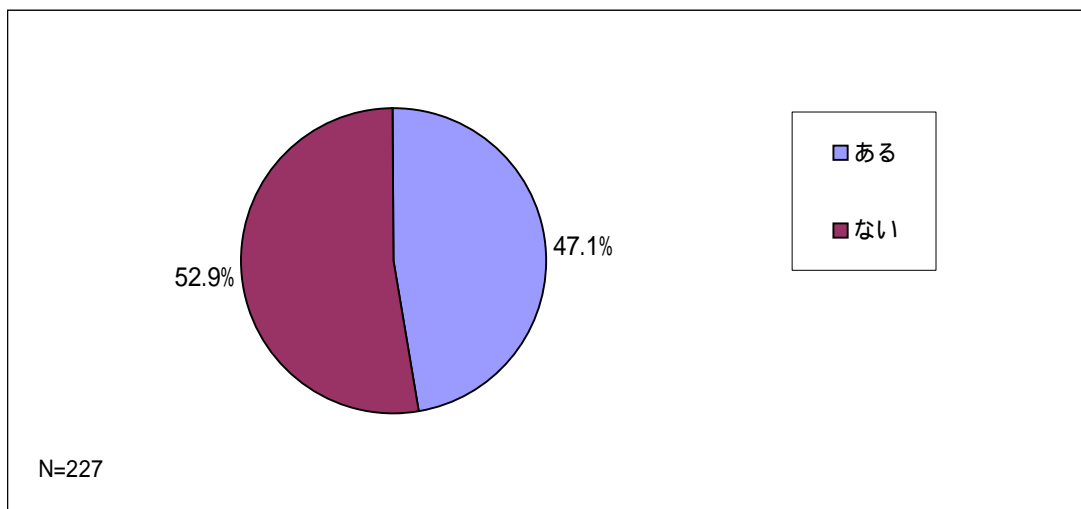
研究機関等		・特許関連予算が少ないため、共同出願の場合には、相手先に出願・維持費用を負担してもらっているが、相手先の理解を得ることが難しい場合がある。 ・また、特許関連予算が若干増えても、高額な費用を要する国際出願の費用負担は困難。 ・相手先が不実施補償そのものを避け、共同研究が成約しない場合がある。	
		・不実施補償を了承されない企業がよくある ・持分に対して明確な算定基準がない	
		権利の割合、公表時期(共同研究成果)	
		今後、当方が主体的に県内企業から受託を受けることを計画していますが、全て当方の権利とするか、全て委託側の権利とするか、共同の権利とするか検討する必要があります。	
		成果の帰属については、後に特許等に繋がる場合があるので、契約書等で県が不利にならないような内容を書き込む必要がある。	成果の帰属については、後に特許等に繋がる場合があるので、出願時にトラブルが生じないよう、実質的な発明における貢献度等に応じた持分の在り方を決めておくことが望ましい。
		受託研究実施要綱上、知的財産は原則、県に帰属するとなっている。この原則は委託元企業の立場からは受け入れ難いもので、契約時に調整、協議が必要となる場合が多い。	共有知的財産を共有の相手方が自ら実施した場合の不実施補償に関する考え方が、県と企業との間で一致しない可能性がある。
	知財管理部門に「産学活力再生特別措置法」に関する認識が薄い。また県の規則が「産学活力再生特別措置法」に対応していない。	不実施についての攻防が行われる	*

(注) 備考欄の*印は、「大学知的財産本部整備事業」及び「特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラム」に選定された機関を示す。

(6) 知的財産に関する契約の円滑化について

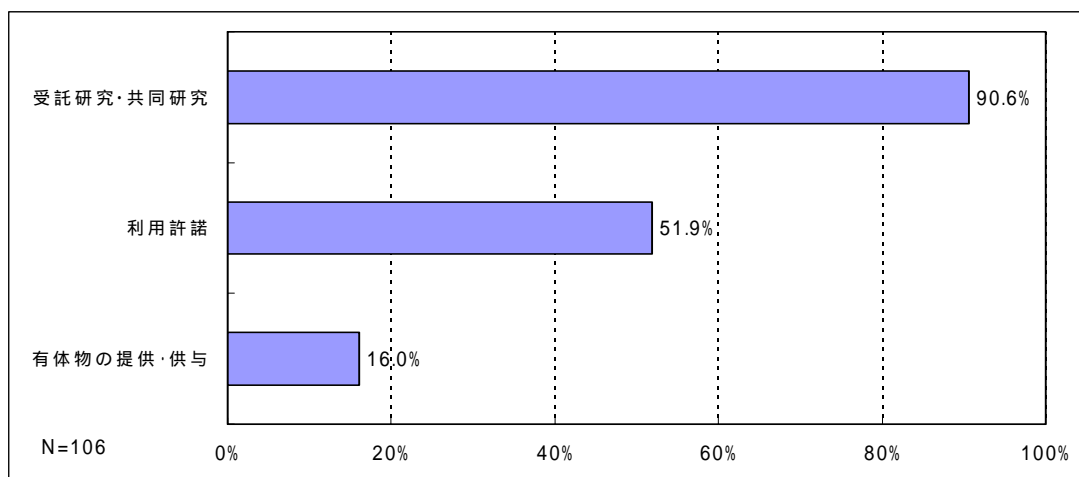
問 34. 過去(2003年4月以降)に、知的財産権の利用許諾や有体物の提供・供与、受託研究・共同研究等の契約の際に、知的財産に関連したことで手間取ったこと(たとえば両者の意見が折り合わず、調整に時間を要した場合など)がありますか。

知的財産に関する契約の際に手間取った経験の有無

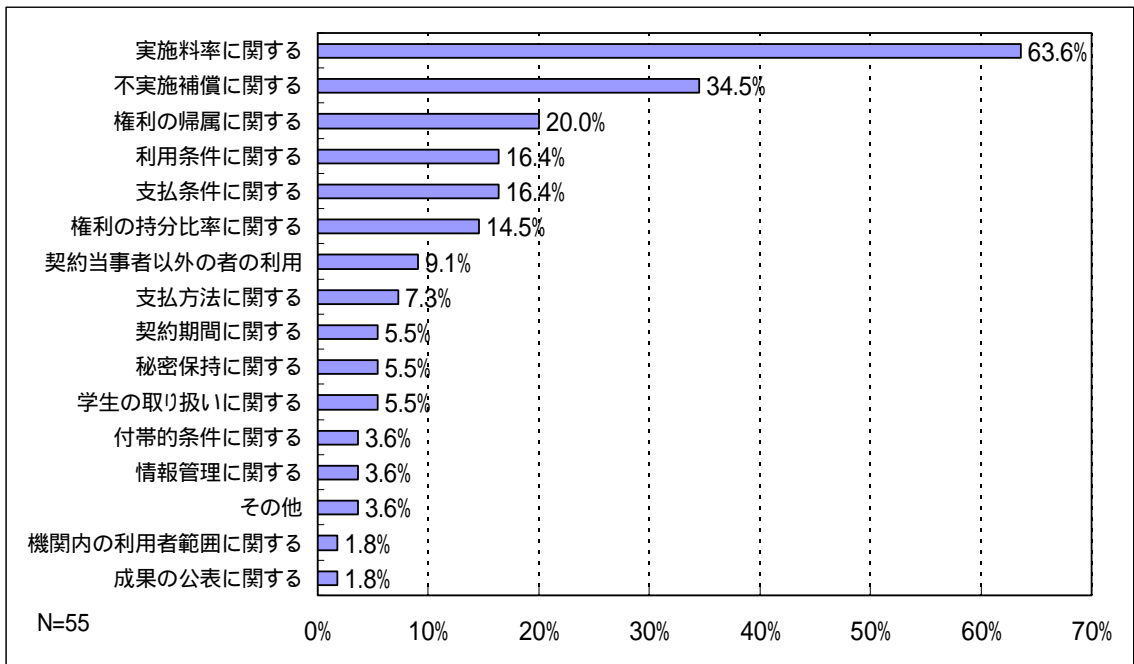


問 35. 問 34 で「ある」とお答えになられた方にお伺いします。どの場面で手間取りましたか。手間取った場面をお選び下さい。また、選ばれた場面について、その契約における知的財産に関連する問題の内容はどのようなものかをお選び下さい。(複数回答可)

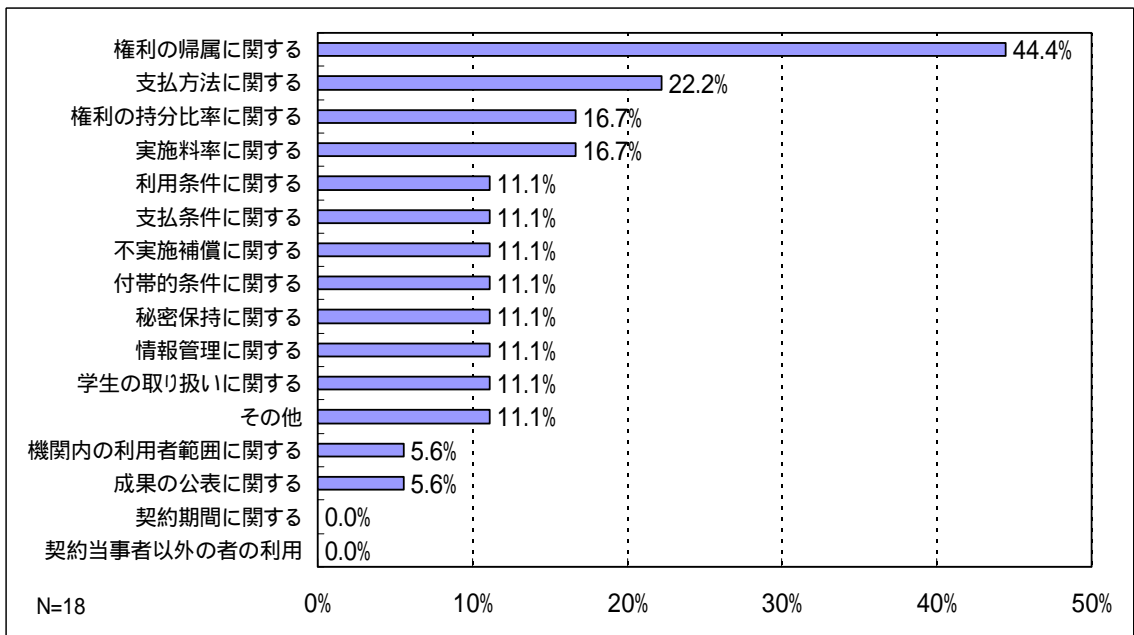
契約の際手間取った場面(複数回答)



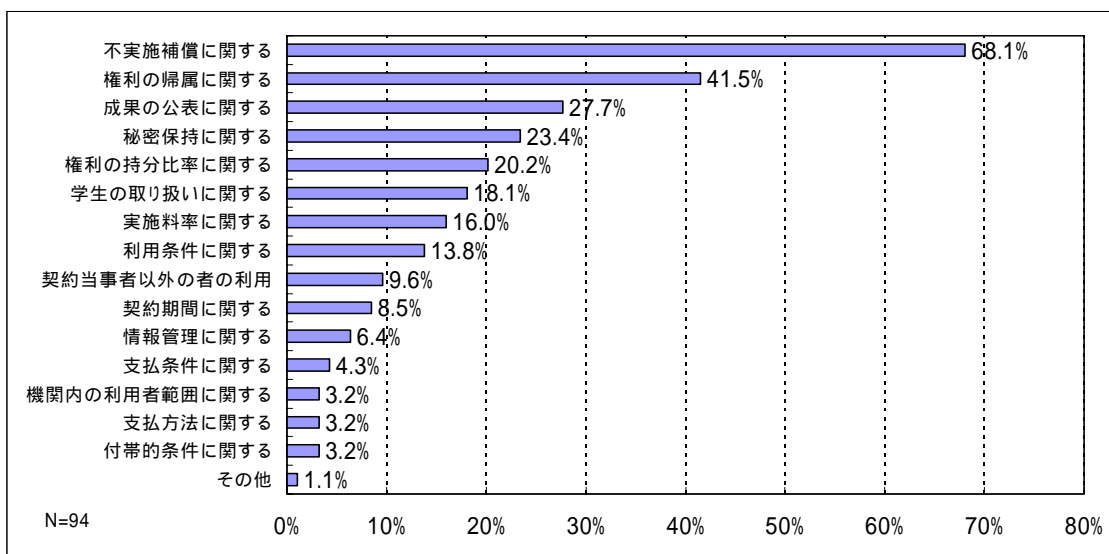
契約の際手間取った問題の内容 (利用許諾)(複数回答)



契約の際手間取った問題の内容 (有体物の提供・供与)(複数回答)

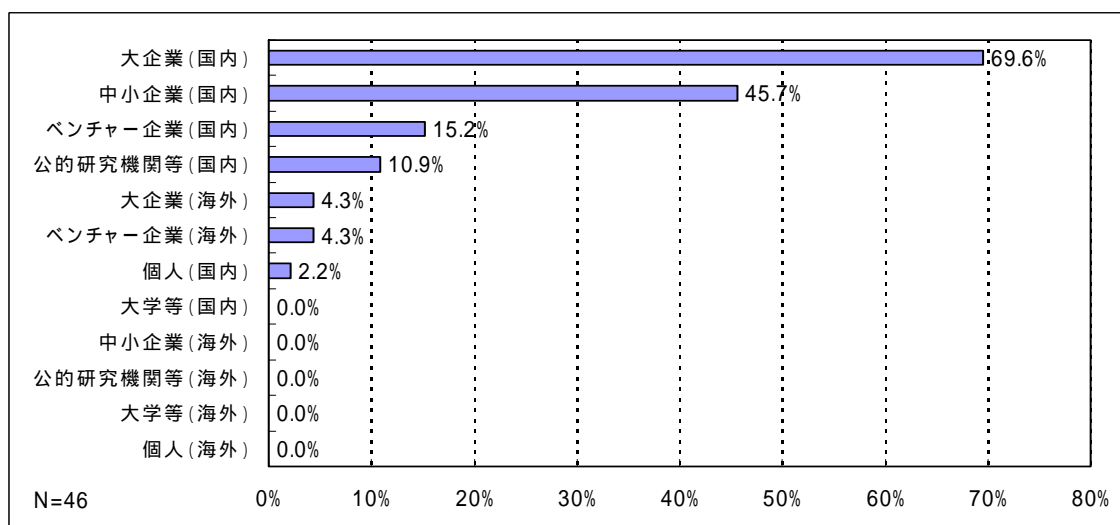


契約の際手間取った問題の内容 (受託研究・共同研究)(複数回答)

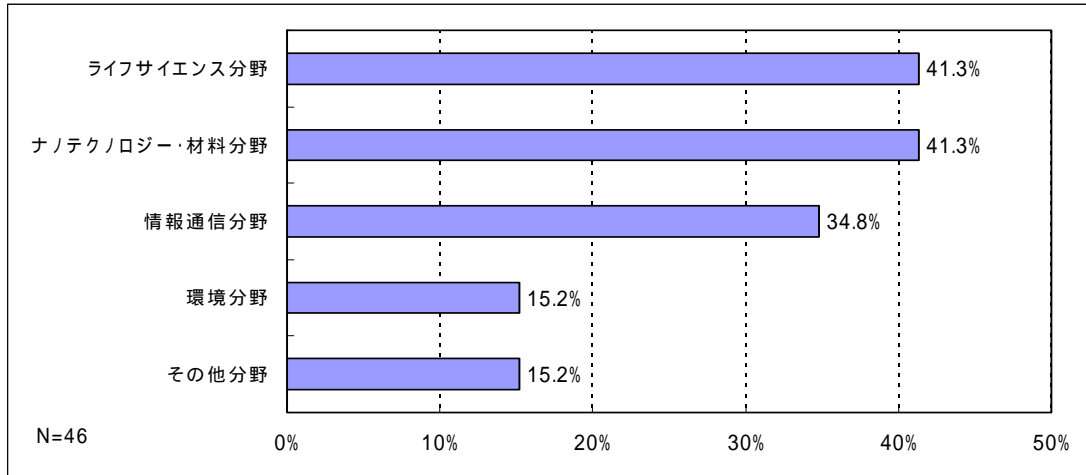


問 36.また、問 35. で選ばれた場面について、その主な相手先と対象分野について、お選び下さい。

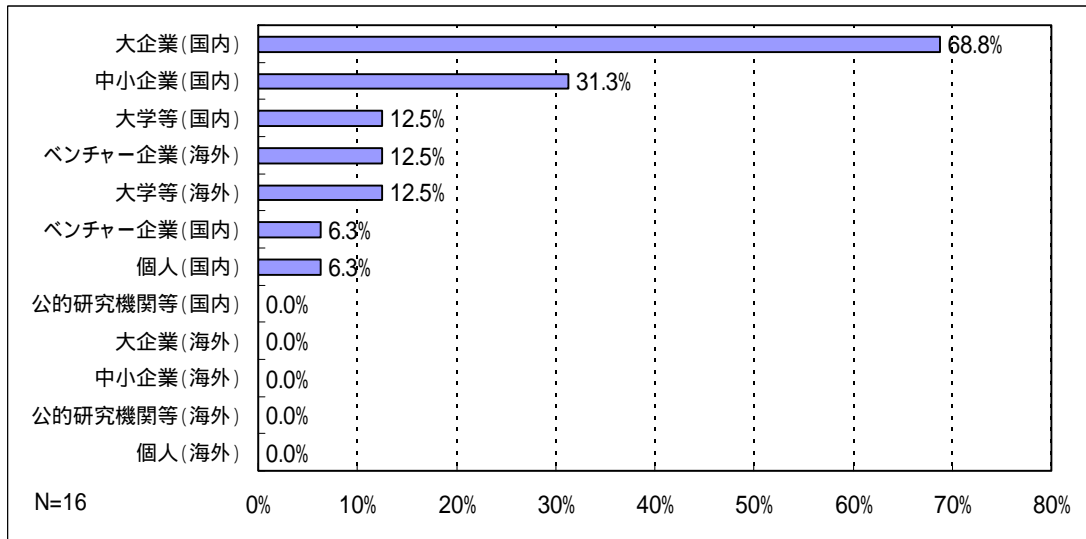
契約の際手間取ったことがある場合の相手先 (利用許諾)(複数回答)



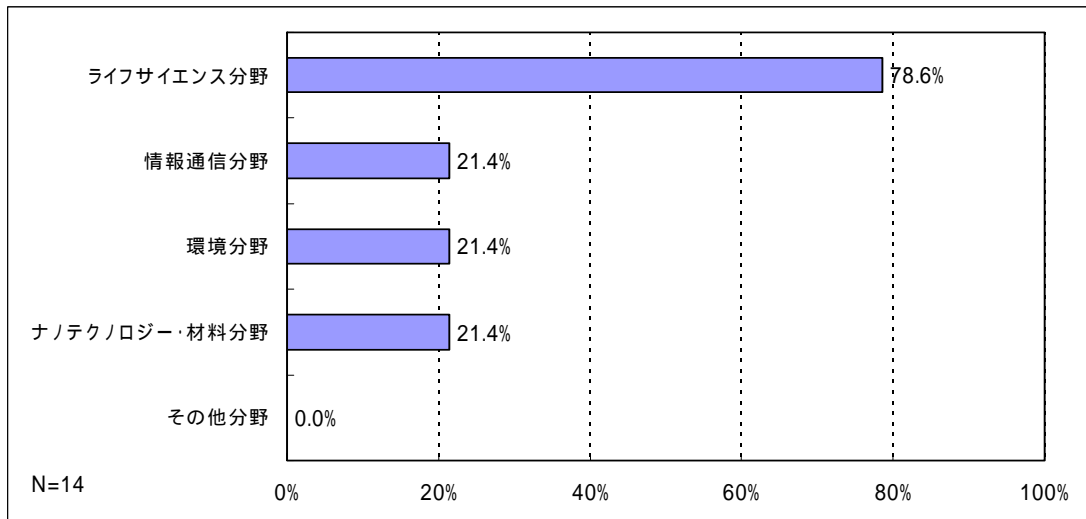
契約の際手間取ったことがある場合の対象分野（利用許諾）（複数回答）



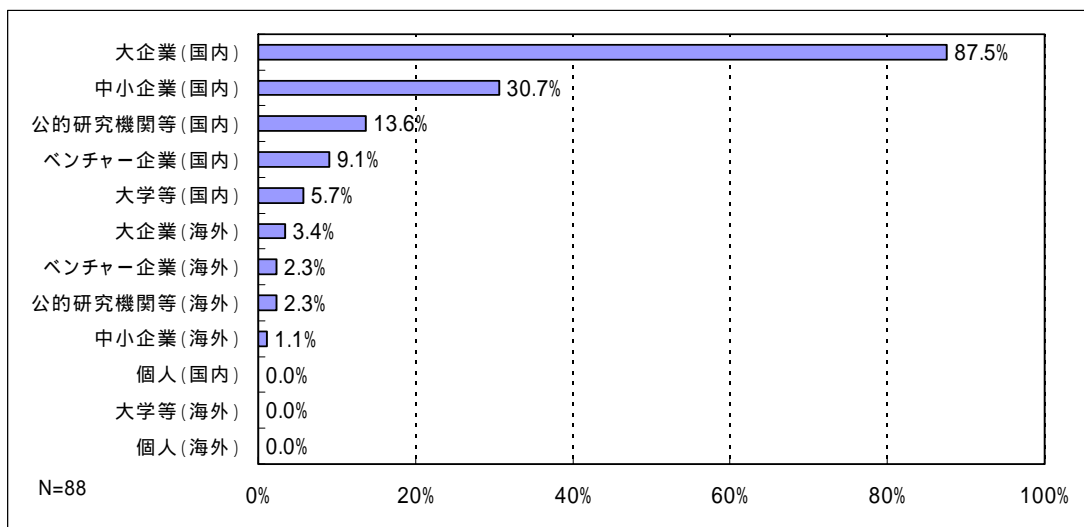
契約の際手間取ったことがある場合の相手先（有体物の提供・供与）（複数回答）



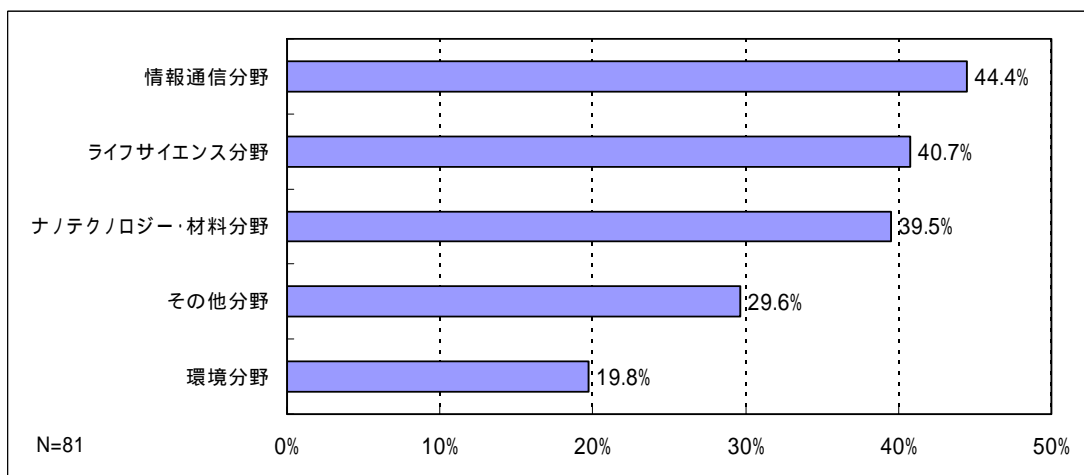
契約の際手間取ったことがある場合の対象分野（有体物の提供・供与）（複数回答）



契約の際手間取ったことがある場合の相手先（受託研究・共同研究）（複数回答）



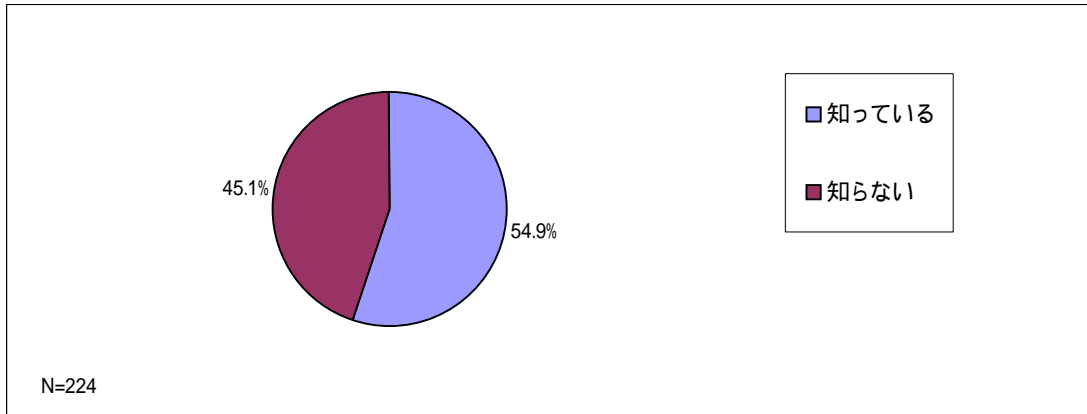
契約の際手間取ったことがある場合の対象分野（受託研究・共同研究）（複数回答）



(7) 知的財産に関する紛争等について

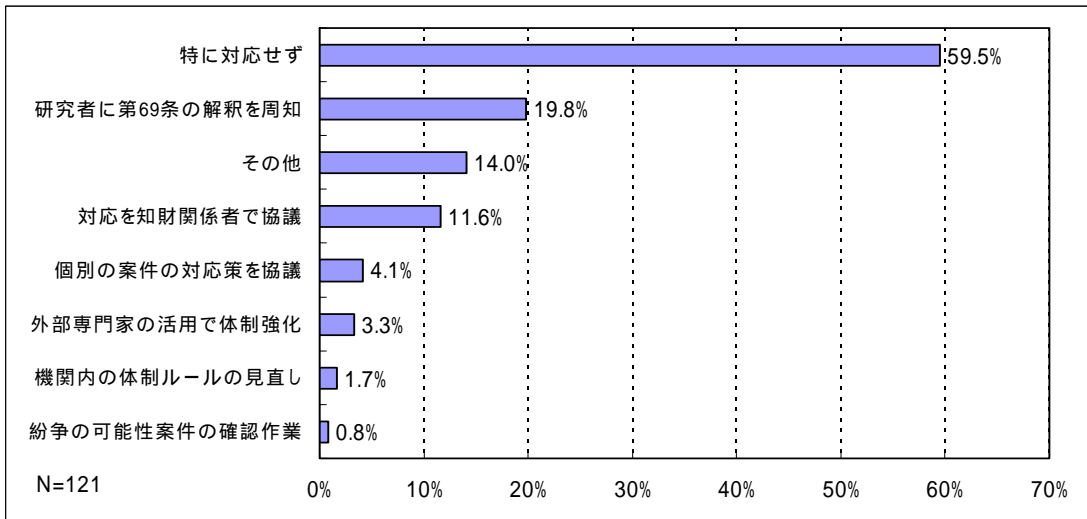
問 37 . 特許法第 69 条第 1 項に関連し、大学等の研究であっても他人の特許権等に抵触する場合がありますか。

大学等の研究でも他人の特許権等に抵触する場合がありますことの認知状況



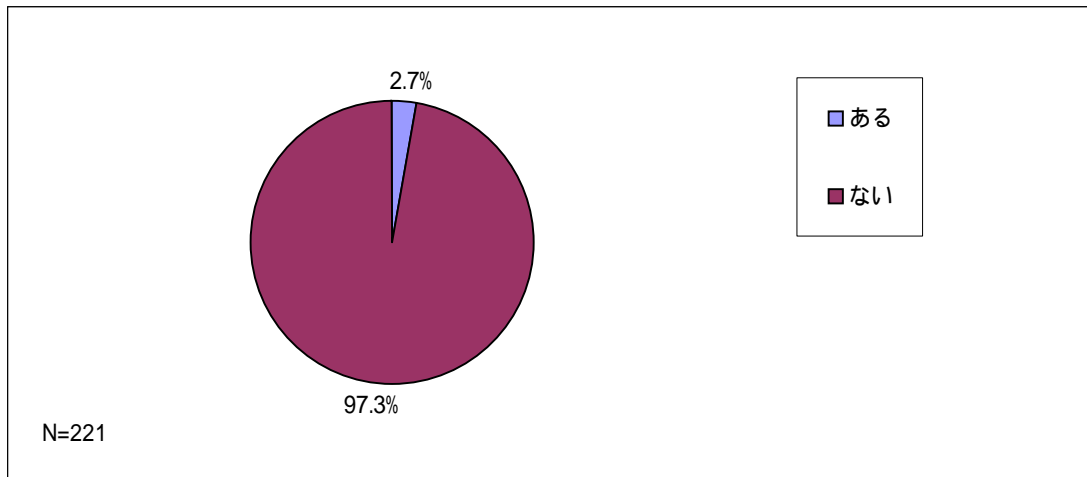
問 38 . 問 37 で「知っている」とお答えになられた方にお伺いします。特許法第 69 条第 1 項に関連し、貴機関において何か対応を講じたことがありますか。(複数回答可)

特許法第 69 条第 1 項に関連し、対策を講じた経験の内容(複数回答)



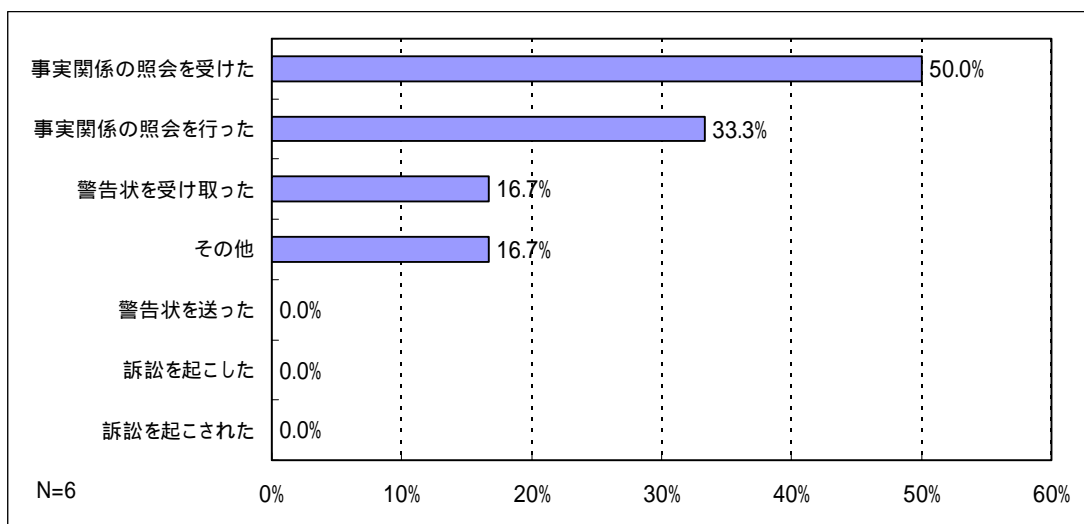
問 39 . 貴機関では、過去（2003 年 4 月以降）に、知的財産に関して他者との間で、何らかの紛争（他者の特許権の使用に関して事実関係の照会を受けたなど）を経験したことがありますか。

他者との間での紛争経験の有無

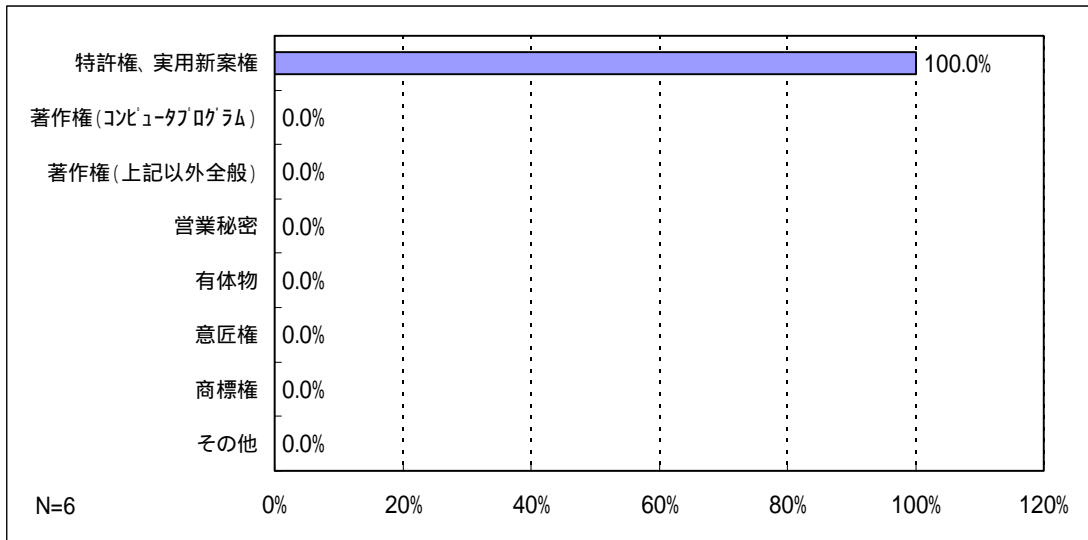


問 40 . 問 37 で「ある」とお答えになられた方にお伺いします。貴機関が経験した過去（2003 年 4 月以降）の紛争の内容についてお選び下さい。また、紛争の対象となった知的財産についてお選び下さい。（複数回答可）

経験した紛争の内容（複数回答）

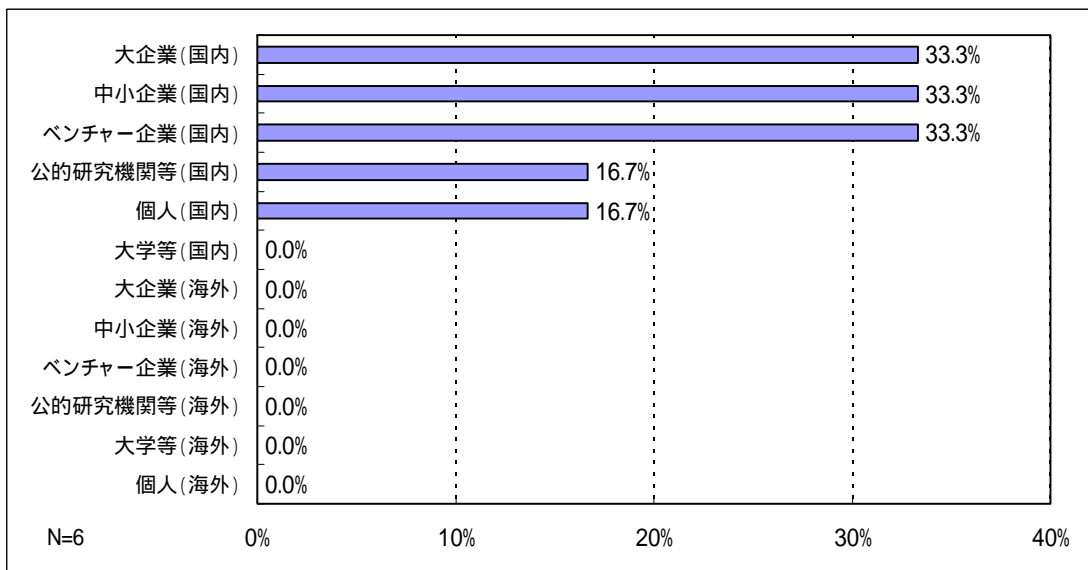


紛争の対象となった知的財産（複数回答）

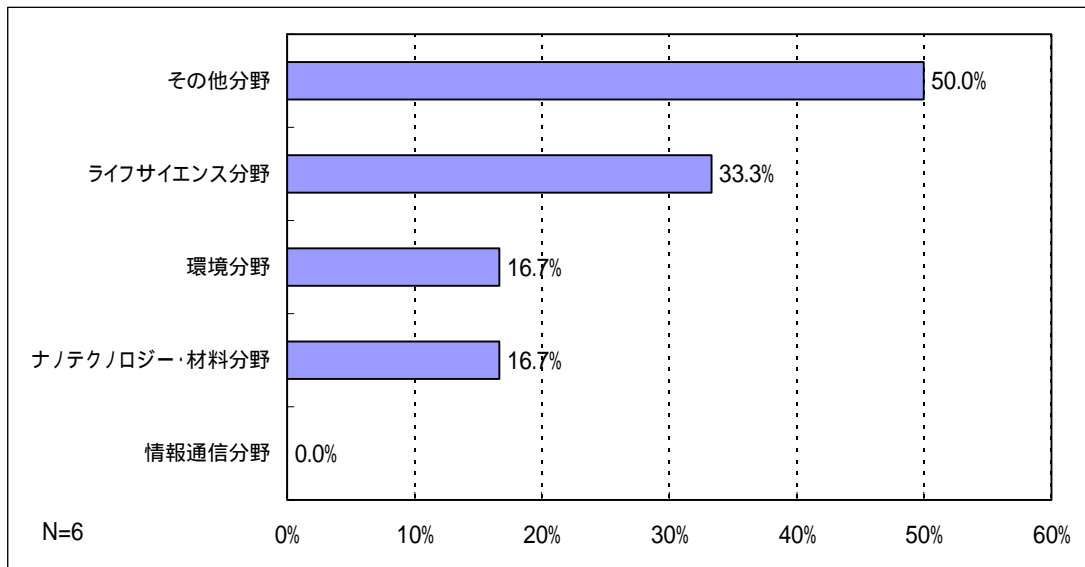


問 41. その相手先と対象分野について、お選び下さい。（複数回答可）

紛争の相手先（複数回答）



紛争の対象分野（複数回答）



問 42 . 問 40 . でお答え頂いた貴機関が経験した過去（2003年4月以降）の紛争について、できるだけ具体的にご記入下さい。

過去の紛争の内容

機関名	過去の紛争 (自由記入)	備考
国立大学法人	紛争に迄は発展していないが、マイクロプロセッサの互換機を開発して無償で公開している研究者があり、それが知的財産権侵害にならないか質問を受けた。専門家に問い合わせたが、見解が異なり、良くわからないところがある。総合的な相談窓口があれば有難いのだが。	*
公立大学	特許出願（企業と共願）したものと類似のものが市販されており、大学の立場からは静観している。今後、共願先企業との連絡等を密にし、対応を協議する。	
私立大学	本学研究成果の発明において、その発明者の一人であると主張する他大学教授が起こしたベンチャーの代理人と本学代理人との間で、当該発明の発明者となり得るか否かを争点とし、現在交渉中である。	
研究機関等	当研究所と県内企業で共同出願した特許が新聞で報道され、類似した研究開発をした企業（県内）から、情報周知の不備、研究助成の不等性、開発費の使途など論争になった。特許庁の判断により、権利の調整や情報交換など発展的な解決策を求めて協議した。	
	当センターが頒布している清酒用酵母について、A組合から、A組合がB社から独占的通常実施権を得ている特許に抵触するのではないかと事実関係の照会を受け、抵触していない旨回答した。	
	当校の研究者が、共同研究しているA社（中小企業）の技術が、他社保有の特許を侵害しているのではないかと事実関係の照会を受け、確認したところ当校の研究者は、開発研究を担当し、製品製作には携わっていないことを確認、回答した。	
	当センターの特許権をA社が侵害している可能性を新聞記事によって知り、A社に対し事実関係の照会を行った。結果、A社からは侵害の事実はないとの回答を得た。	

（注）備考欄の*印は、「大学知的財産本部整備事業」及び「特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラム」に選定された機関を示す。

(8) 知的財産戦略全般について

問 43. 知的財産戦略に対するご意見・ご要望等について、ご自由にお書き下さい。

知的財産戦略に対する意見・要望

機関名	知的財産戦略に対する意見・要望	備考
国立大学法人	不実施補償問題に関して73条2項及び3項の見直しを行うべき。	
	このアンケートでもそうであるが、69条を問題にしているが、73条には目をつぶっている。73条は大学と企業の特許共同出願は想定外で定められた法律であり、産学連携の為に、改正が必要だと思う。放置すると、民法256条(共有物分割請求権)に基づく訴訟が起り、判決次第では不実施補償の行方に多大な影響を与えるだろう。米国のTLOでは20位でも年間10億円を稼いでいるので、知的財産創造サイクルを廻すことが出来る。	*
	(1)本学が所有する知的財産権を移転するには、長期間を要し、また大学自体が不実施機関であるため、知的財産に係わる収支バランスをとることがむづかしい。そこで、出願、審査、維持に伴う諸費用を今後とも国が負担するようお願いしたい。	
	(2)外国出願(PCTルート、パリ条約ルートを含む)に際しては、多額の費用を要することから国の助成をいただきたい。(TLOに対しても。)	
	(3)承認TLOに対して、特許流通アドバイザーの派遣を今後とも継続してお願いしたい。(増員を含めて)	
公立大学	特許料、審査請求料の免除やJSTの出願支援等、国としての支援は今後どういう戦略になっていくのかが懸念される。・人材について、知的財産促進法に基づいての官としての人材増強は良いが、知的財産に関わる大学における等の人材の育成について、団塊の世代等の有効活用としてはどうか。	
	各大学が独自の知的財産本部を持ち、承継の判定、出願手続き事務、維持管理売込み、訴訟対応を行うのは無理があり、直接的ビジネス相手である企業の知財と同じレベルを保持するのは難しく、ほとんどの大学においては必要とされる機能・能力を確保維持するための投資に見合ったリターンが本質的に期待できない組織にな	*
	・特許の出願・維持の経費負担が今後増大していくため、助成援助してほしい。	*
	・知財の価値・レベルが解らず、ライセンスする時の相場や基準があいまいであるため、サポートが欲しい。	
	国立大学への知財本部整備事業など資金が注入される大学とそれ以外の大学との格差が拡大する傾向にある。平成18年度に公立大学法人となる本学にとって、地域貢献、産学官連携への取り組みは重大事項の一つである。本学の特徴は、医、薬、看護の各研究科を中心とするライフサイエンス、健康科学分野にあり、この特性に応じた知財管理体制を構築する必要がある。	
私立大学	1. 大学が管理する知財 大学として職務発明として認定し、権利化を図っている所であるが、研究者の発明を真に活用することを考えれば、国外特許を取得することが必須となる。しかし、財源的に極めて厳しい現状の中で、外国出願は、JST支援事業以外には、対応できないのが実情である。また、真に活用を図ることが必要な発明を見極めるための人材も、現状で3名の兼任職員が対応しているだけでは、充分とは言えない。	
	知財分野は高度な専門性が要求される分野であることから、教職員の育成システムについて、事例集等があればよい。	
	先行して整備がどんどん進む大学と、そうではない大学の二極化がおきつつあるように感じる。また、著作権に対する整備は、産業財産権と比較すると手つかずになっているように思われるが、文系社会科学系も含めた大学での展開をすすめる上では、これも重点に入れていく必要があると思われる。	
研究機関等	本学では'06年4月に職務発明を機関所屬とする職務発明規程を施行予定ですが、知財本部設立の予定はなく、知財の運用方策についても細部は定まっていない状況です。	
	知財関係(発明・特許・供与・受託研究等々)の契約などの際の留意点や契約書のひな型などのマトメたものを作成していただき、ご提示いただくと大変ありがたいのですが。	
	現在事務局において、産官学連携を通して特徴ある大学の実現促進、社会が求める総合研究・学際研究研究成果による地域社会への貢献 研究資金油沢化を研究の迅速・高度化などについて学内共通理解を図っているところです。	
	「知的財産」の戦略的活用ということは、即座に具体の利益を生むものではなく、近い将来への「種まき」であるということ協調して頂きたい。知財に対する中途半端な理解者(一般の者)は、「特許に関する直接的成本(除く、人件費等)は、収支バランスがとれて当然という考え、前提に立って議論する人も多く、結果として意欲的、戦略的な取り組みの芽を摘むことがある。	
研究機関等	意見ではありません。アンケート回答機関は、特許の有効性、職務発明かどうかなど出願時のチェックはしていますが、その他の事項には対応していませんので(県方で行っている)、回答困難な問があります。当センターで知り得たことのみ回答致しました。	
	特許の利活用を促進するためにマッチング機能の強化や県内企業等のニーズの把握が必要。	
	戦略立案は重要で、その方向性も間違いないと考えます。民間企業が国内の競合企業や海外企業との間で知的財産権に関する様々な経験を踏んでおられるのに対し、地方の公設試験研究機関での知財に関する実務経験は皆無に等しいと言わざるを得ません。近年生じている様々な問題は、知財要員の実務経験や基礎的能力における民間企業と公的研究機関との大きな差が主因と考えます。知財要員の組織内での育成は重要ですが時間がかかるため、この分野での民間、公的研究機関の人的交流、研究会開催、民間知財部門OBの公的研究機関での再雇用などの施策が必要。	
日本知的財産協会との特定テーマについての意見交換会を実施し、その内容を公表(例、不実施条項について、実施許諾に関する支払条件など)	*	

(注) 備考欄の*印は、「大学知的財産本部整備事業」及び「特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラム」に選定された機関を示す。